

本日の会議に付した事件

平成24年第3回山元町議会定例会(第4日目)

平成24年9月12日(水) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案撤回の件
- 日程第 3 議案第67号 平成24年度23災請18号町道磯木の岡線外7路線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第74号 平成24年度産振農復請1号 山元町いちご団地造成工事(第1団地)請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第75号 平成24年度産振農復請2号 山元町いちご団地造成工事(第2団地)請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第76号 平成24年度産振農復請3号 山元町いちご団地造成工事(第3団地)請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第77号 平成24年度産振農復請4号 山元町いちご団地造成工事(第4団地)請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第78号 平成23年度(繰)被災建物等解体・撤去工事(その68)請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第79号 平成23年度(繰)被災建物等解体・撤去工事(その69)請負契約の締結について
- 日程第10 報告第7号 平成23年度山元町健全化判断比率について
- 日程第11 報告第8号 平成23年度山元町公営企業経営健全化判断比率について
- 日程第12 認定第1号 平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成23年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成23年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君を指名します。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1．長送付議案等の受理

当局から議案の撤回請求について送付及び議案2件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2．総括質疑通告書の受理

後藤正幸君外2名の議員から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案撤回の件を議題とします。

町長より、議案第68号平成24年度山元町一般会計補正予算（第5号）について、撤回理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

平成24年第3回山元町議会定例会につきましては、9月4日に開会され、議員各位には各種議案のご審議をお願いしているところでございますが、坂元地区の災害公営住宅建築事業につきましては、さらに調整が必要であると判断いたしましたところでございます。つきましては、この際、議案第68号平成24年度山元町一般会計補正予算（第5号）案については撤回させていただき、新たに議案第80号平成24年度山元町一般会計補正予算（第6号）案及び議案第81号平成24年度山元町一般会計予算（第7号）案を追加提案することにいたしました。基本的な考え方といたしましては坂元川北側の現予定地での事業推進については、議員各位からのさまざまなご意見を真摯に受け止め、十分な審議時間を確保することが必要でありますので、この際分離して提案させていただきますとともに、もともと予定していた坂元南側の新市街地予定地内において災害公営住宅の第1期工事を進めようとするものでございます。当初ネックとなっていた農地復旧事業導入後に一作を要する関係が間もなく稲刈りが終了することから完成時期は遅れるものの本来の場所での事業を推進しようとするものであります。また、これまで進めてきた坂元北側の現予定地については、今後のまちづくりを考えた際に住宅整備が不可欠であり、また一部用地について買収済みの状況でもありますことから引き続き国庫補助事業による整備活用として取り組む必要があると考えております。今回の提案内容につきましては、議員各位からのさまざまなご意見を真摯に受け止めさせていただきますとともに、一方ではこれまで説明してきたように場所を変更することに伴う対外的なもろもろの影響を回避するものでありますので、……

議長（阿部 均君）撤回理由を明確に説明願います。

町長（齋藤俊夫君）対外的なもろもろの影響を回避するものとなっております。議員各位にはそ

の辺のところをお汲み取りいただきましてぜひともご理解いただきますとともに大局的な判断をお願い申し上げまして撤回の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。ただいま議題になっています議案第68号平成24年度山元町一般会計補正予算（第5号）の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案撤回の件を許可することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第67号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第67号平成24年度23災請18号町道磯木の岡線外7路線災害復旧工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書に添付してございます議案の概要でございますが、第3回議会定例会配布資料のNo.2をご覧くださいと思います。お願い申し上げます。

本議案につきましては、東日本大震災で被災した町道や町が管理する橋梁等の災害復旧工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

下段の表の中をご覧ください。項目、内容の順にご説明を申し上げます。契約の目的、平成24年度23災請18号磯木の岡線外7路線災害復旧工事でございます。契約の方法、指名競争入札でございます。契約金額、一つ金7,035万円でございます。消費税を含みます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい。復旧工事ですので、おのおのの路線、大分いろいろな路線あるんですが、拡幅というか道幅、従来の道幅は変更ないのかどうかを伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。既設の道路と同等の幅員で復旧をいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第67号平成24年度23災請18号町道磯木の岡線外7路線災害復旧工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第74号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、お手元に配布させていただいています議案の概要配布資料のNo.3でご説明申し上げます。

議案第74号平成24年度産振農復請1号山元町いちご団地造成工事（第1団地）請負契約の締結についてであります。震災によりまして被災しました基幹産業であるイチゴ栽培の早期再開を図るため、いちご団地の造成工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を要するため提案するものでございます。

まず1番、契約の目的ですが、平成24年度産振農復請1号山元町いちご団地造成工事（第1団地）でございます。2. 契約の方法、指名競争入札でございます。3. 契約金額でございます。一つ金1億2,235万6,458円、消費税含む額でございます。4. 契約の相手方でございますが、宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦108、株式会社今野建設代表取締役今野幸衛でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。まず初めに、この議案74号の指名業者と、あと指名の数、そして落札率と、あと指名の選定理由、これについて前段でお願いします。

議長（阿部 均君）一問一答方式で質疑も一問一答方式ですから、一つ一つ質疑質問をお願いします。

10番（岩佐 隆君）はい。ではまず最初に指名の数。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。指名者数でございますが、10社でございます。業者名につきましては、野村建設株式会社、青木あすなる建設株式会社東北支店、株式会社今野建設、戸田建設株式会社東北支店、株式会社橋本店、株式会社フジタ東北支店、東洋建設株式会社東北支店、清水建設株式会社東北支店、西松建設株式会社東北支店、株式会社浅沼組東北支店でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。大分早かったので半分しか書きとめられなかったもので、それ、指名の選定理由。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。指名理由でございますが、まず土木一式工事業の登録業種を持つ業者を選定してございます。また、その他といたしまして本工事につきましては復興事業であるということから、来年の作付け時期から施工工期を考慮しましてことしの12月までに施設の完成を期す必要があることから指名競争入札としてございます。また、この工事につきましては建設業法第26条第2項並びに3項に基づきます特定建設業の許可を有しまして、かつ管理技術者の有資格者を有している業者のうち、震災直後から本町発注の災害復旧工事施工実績のあるものを選定したものでございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。この10社以外にもたくさんかわりある業者もいるし、あるいは特定建設業、あるいは管理技術者、これも有している業者もたくさんおるとは思うんですけども、この10社に特定して絞ったということ、中を見ますと地元の業者、野村建設1社だけ、そしてあとゼネコンと言われる業者もありますけれども、今回この1団地で落札したのは今野建設、これは柴田の業者なんですけれども、そういうゼネコンは

ゼネコンという形、あるいは地元は地元という形でなく、今指名料の中で出てきているその要件、全部当てはまる形での選定ということでもいいのかどうか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今申し上げました指名理由全てに該当するという事で指名させていただきました。

10番（岩佐 隆君）はい。例えば今回落札した今野建設なんかは特定建設業は管理技術者有して、従来からこの山元町の復興にいろいろかかわってきたということでお話にあるんですけども、主にどういった形の工事を震災からかかわってきたのか。その辺を教えてください。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。一応提案といたしまして今現下の方では指名会の方に提案しておいて、そういう内容で決定いただきましたけれども、瓦れきの処理、それから解体、それから震災直後からあるもろもろの土木工事の実績ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。あと詳しく細かい部分についてお聞きする形にしますけれども、今回については大ざっぱに答えていただいたのでそれでよしとしますけれども、ただ、地元の業者、野村建設1社だけなんですけれども、特定建設業なりあるいは管理技術者、これいないという中での判断で指名しなかったということなんですけれども、隣の亘理などは地元の業者JV組みながらせつかくいちご団地の復興、そういった地元の業者、かわりながら指名をして地元の企業育成も含めた指名、そういったのを心がけてやったという部分もあるんですけども、その点は考慮できなかったのかしなかったのか。あるいは工区に応じて、これは1工区なんですけれども、2工区、3工区、4工区でその工区によって指名を考えるとという形もできたのではないかと思うんですけども、その辺、地元業者育成とこの指名の今お話出ているこの指名選定理由、その辺、町長どうお考えで指名委員長がいいのか、指名委員長どういうお考えでその辺整合性とりながら指名という形で考えていらっしやったのか。その辺1点。

副町長（平間英博君）はい。業者指名委員会の委員長を務めましたので、私の方からご説明申し上げます。先ほど業者の選定理由の方は申し上げました。その前に入札の方法として一般競争入札から指名競争入札、随契まであるんですが、議案の概要説明のときに産業振興課長から申し上げておりますが、工期の関係が1点ございます。今回の部分は造成工事を進めながら、一方で来年度の作付け、収穫に間に合うようにきちんとした工事管理を行いながら造成工事を進めて、一方で造成工事完了前に育苗ハウス、育苗施設の建設も一方で行う。期間のない中でそれを進める関係がございまして、それでJV等の方法もというご質問ではございましたが、入札の期間を短縮するためにその手法をとらずに、指名競争によって今回の入札については取り進めたところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。肝心なところがちょっと答えなかったんですけども、地元業者育成と今回指名の考え方、整合性をとりながら考えていけなかったのかということも前段でお話ししたんですけども、それで、工期期間を短縮するための今理由ということだったんですけども、例えば工期をJVで組んで、例えば発注しても工期が決まっていればそれは工期期間の中で十分対応できるのかなと思うんですけども、ただ、指名の理由の中でそういったお話というのはちょっとなじまないような気もするんですけども、その辺についてと、あと、地元の業者育成、あるいは地元の企業をこれから育成しながら伸ばしていくということを考えれば今回亘理町方式のような形で地元の業者とJV組ませながらやるというのも私は一つだったのではないかと思うんですけども、その辺

については今理由では工期期間を短縮するための形でJVを組まないということだったんですけれども、私は工期を短縮ということで前提で考えたときでも工期というのはある程度決めた中で入札をして落札する、その期間をきちっと担保しながら落札することですから、最初の段階で指名への要件の中でJV、あるいは普通の通常の指名という形で私は考えなくてもいいような感じもするんですけれども、その辺はどうか。

副町長（平間英博君）はい。先ほどの説明の部分で不足の部分があったことも今回ご説明加えさせていただきます。JVを組むという部分についての方法をとって地元業者にも参入の機会をとという部分についてなんです、JVを組むという形は条件つき一般競争入札という手法になろうかと思えます。その場合は、一般競争入札と同様に入札項目についての公告から始まって、それについての業者側のそれらの参加の資格の受け付け、資格審査、その後の入札という一連の手続を踏むこととなります。実は、現在公告手続をしております。その後の育苗ハウス以降のハウス施設の部分については現在公告もしているところではございますが、条件つき一般競争になりますとそういった入札までの期間が要することから、その期間の短縮を行って入札の落札相手方を早く決めて工事の発注を早く進めたいという部分が一つ理由がございます。

一方で、その上で条件として特定建設業の資格を持ち、かつ管理技術者を有する業者を選定理由として上げた関係で、先ほど企画財政課長からご説明のとおり、結果として地元業者が1社となってしまったわけなんです、それについては入札後の工事について、先ほど申し上げたように造成工事を進めながら一部育苗ハウスなどの建設の場所の早期完成を図りながら全体の工期を3月15日まで持っていくということから、特定建設業の資格を持ち、かつ管理技術者を有する業者を選定したということでございます。

1点、JVを組まなかったところとそれから工事の関係での指名の考え方をあわせて、先ほどのご質問とあわせてご説明申し上げました。

10番（岩佐 隆君）はい。期間を短縮するためという形です。ただ、これは本来だと8月中旬ごろに入札をする予定であった、そういうふうな話も聞いているんですけれども、実際にそういった形でイチゴ農家の人たちに早く造成、そしてハウス工事、本体工事、やるために町としていろいろな努力はしてきたと思うんですけれども、本来だと8月中旬にこういった入札をする。ただ、1日前に中止になってそれが実際にこういう形の遅れにつながっているということなんです。ですから、今副町長おっしゃったように、期間を短縮させるためにいろいろな方法、指名の考え方いろいろ考えてきたという割にしてはその前の段階できちっと指名のそういった精査しながら実際に指名委員会をするとそういう形の前段の行程が指名委員会なり、あるいは現課の方で全然私から言わせればおかしいのではないかと。それからの工期についてよりもその前の部分できちっと対応できたのではないかと気がするんですけれども、なんでここで2週間ほど遅れながら遅れて指名になったのか。前段の指名するものがなんで中止になったのか、その理由について聞かせていただきたいと思えます。

副町長（平間英博君）はい。先ほど申し上げました指名の要件でございますが、先に入札執行を行うべく指名をした際に、建設業の登録を持ち、かつ管理技術者を有するところということで指名を行ったのですけれども、事務を進める上で確認漏れがございまして、残念ながらその先ほど申し上げた要件に当たらない業者を1社指名してしまいました。それで、そのことに入札を執行する直前でそのことが判明いたしましたので、指名を特定する条

件に不適格な企業を指名した関係で一旦取り消しをした上で、改めて入札を行うという関係がございました。それは指名をする上できちんとした資格要件の審査が不十分であったことから、そういった時間を要してしまいましたことは事務局としての不手際でございました。改めておわび申し上げながら、適正な入札執行に努めて、今回提案させていただいた次第でございます。ご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）質問、答弁は簡明にお願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話の中で出てきたように、できるだけいちご団地については早めるという形で、議会にもいろいろ説明受けて、その中で議会でもいろいろ事業説明を受けながら進んできた経緯、執行部と一体になって進んだ経緯あるんですけども、そういう形で事務方で指名委員会の中で指名する上で資格要件をチェックしないで指名して、最終的にそういう形で遅れにつながったということは大きな問題なので、その辺は十分これから注意しながらやっていただきたい、それ一つ言っておきます。

あと、それで引き続いて指名して落札率の関係で、落札率教えていただきたい。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。落札についてでございますが、86.53パーセントでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。この指名についてはこの74号からずっと75、76、77とあるんですけども、これは我々も全然余りわからなかった。勝ち抜き方式という方式をとることなんですけれども、勝ち抜き方式というのは落札したら同じ指名業者で次々全部抜けていくという方式、それは違うんですか。ちょっとその辺確認したい。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今ご指摘ありました件ですが、勝ち抜き方式というのは、今回の入札でとっておりませんのでご理解いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。実際にはとった業者は指名辞退して次々そういう形でいくという形で、勝ち抜き方式と同じような形で考えていくということなのかな。あと、次の議案次の議案次の議案で最終的に何業者が残ったかと最終的に聞くけれども、前段で今言った勝ち抜き方式ではないということだね。わかりました。

それで、工期の関係ですけれども、先ほど課長の方から説明受けた中で、育苗に関しては11月中、12月中にやりたい。そして最終の工期が3月15日だというお話だったんですけども、この中で造成と16筆を、例えば考えたときに全体で通常だと育苗ハウスとあとハウス本体というのは一緒になっているケースも多分あると思うんです。その造成をするときに、その辺、どうお考えになっているのか。工期の関係とあわせてお聞きしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この第1団地につきましては、戸数が13戸ございます。

この中で24年度に出荷を予定している、24年度に完成してしまうということで来年の11月までに収穫・出荷を予定している分と、それから25年度分として26年、翌年の11月に出荷する分というふうに分けて、それが10戸と3戸というふうに分かれています。その中の10戸分について、11月、12月まで全部造成を終えて、さらに3月までの分については25年度ですから再来年に出荷できるようにするための3戸分を段階を分けて造成するという区分けにしております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。農家の人たちの要望の中で24年度の分で10戸、25年度分で3戸という形の区分けをして造成をする。その期間が11月、12月、あるいは3月15日ということになるということで確認させてもらいますけれども、それでいいのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。そのとおりです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうすると、土量の関係で大分搬入するのが大変だと思うんですけども、どこからこの土を持ってくるのか。先ほどお話ししたように、実際に11月、12月の完成だと大分この期間がないという形で本当に今お話のような形できちっと間に合うのかどうか。農家の人たちは苗もそういった形で町から言われると準備もしているということなので、そこに間に合わせるような形できちっと事業はちゃんと出来るのかどうか、その辺ちょっと確認したいので、どこから土を持ってくるのかお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところ、土取り場の予定にしておるのは町内1か所ございます。それから角田市内に1か所、それから亙理町に1か所という3か所を一応ボリューム確保できるということで見えておまして、その中でどの地区から運んでも工期的には土量を確保できるということで、今見えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。工期の遅れは私は非常に農家がせつかくこの事業をやって農家の人たちに迷惑かかるということもあるので、きちっと守ってもらいたいというのと、あと私が一番心配しているのはあそこの国体道路と言われる道路、今海岸の防潮堤の事業をやってダンプが数珠つなぎでずつつながっています。それに今回、例えば1工区のこの74号の一応事業が始まってくると、大変なダンプの台数になって交通量がふえるということは周辺に迷惑かけるということもあるんだけれども、全体の工期がその台数の運ばれないことによって伸びるという可能性も十分あると思うんです。その辺はどうお考えになっているか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。大型ダンプについては、ご指摘のとおり相当の交通量があるというのは事実でございます。町の方でも国交省、農水省、そして県町含めて町の方で安全協議会の連絡会というのを設立して、その調整等を図っております。ですので、今回受注された業者もこの中に入って調整をして、道路自体の保護も含めて工期的に確保できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。工期をこの工期内にさせるためには上手に土をどういう形で道路を利用しながら迂回路も含めて搬入させていくかが私は一番大事だと思うんですけども、その辺、この事業だけでなく今お話ししたように防潮堤の事業なりあるいは瓦れき関係でダンプも随分多いんです。その辺を考えながら、時間的な搬入とか時間差をつけた搬入とか、あと道路の迂回路を上手に利用した形の搬入とか、その辺を町で工夫しながら業者にきちっとお話をすることで私はその期間内の土量の搬入というのもできると思うんです。その辺、十分考慮して考えていただきたい。

あと、それで平均盛り土厚の関係で49センチメートルとこの工区あるんですけども、その49センチメートルの盛り土の根拠というか、あと2、3、4という形で出てくるんですけども、盛り土厚が全然違うんです。調査した中でだと思ってしまうんですけども、その辺、お聞きします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的にこれは水田を畑にするというようなことでございます。それで、一応設計基準がございまして、接続する農道の高さを基準にフラットになるように盛るといようなことで、その現場現場ごとに盛り土の高さを決めている。ここの地区については一応高さの高い低いがございますけれども、平均でこの高さになるということでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。どこの高さを標準にして高さを決めるということなのか。
産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。接続する農道、出入り口の農道の高さにあわせるということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。亘理町は面で整備して山元町は点で整備するという形で、一応亘理町と山元町、造成の考え方、あるいはハウス建設の考え方も違ってきているんですけども、これはいち早く作付けできるような形でということを亘理と違って山元町は個人の賃貸借を優先させながらやったということだったんです。ですから、亘理町と別に比べるわけではないんですけども、同じような形で進んで亘理が先行しているということもあるので、山元町ぜひ農家の人たちがことしの春にイチゴが取れるように十分な配慮をするためのまず最初の造成工事ですから、その辺十分考慮しながらやる必要があると思いますので、その辺について町長の方から最後に。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ今岩佐議員の方からご指摘ご提言ちょうだいいたしましたので、その辺、十分踏まえまして我が町の復興のシンボルでもございますイチゴの本格的な生産体制の確立に向けましての第一歩となる団地整備でございますので、十分意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから、議案第74号平成24年度産振農復請1号山元町いちご団地造成工事（第1団地）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）日程第5．議案第75号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第75号平成24年度産振農復請2号山元町いちご団地造成工事（第2団地）請負契約の締結について、お手元の配布資料No.4で議案の概要をご説明申し上げます。

提案理由については、先ほどの1号と同様でございます。次に1番契約の目的でございますが、平成24年度産振農復請2号山元町いちご団地造成工事（第2団地）でございます。契約の方法については指名競争入札、同じでございます。3契約金額ですが、一つ金1億2,075万円、消費税含むでございます。4契約の相手方でございますが、宮城県仙台市青葉区一番町3-3-6戸田建設株式会社東北支店支店長郡司敏明であります。5工事の場所でございます。山元町花釜地内外ということで……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。これの落札率。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。落札率は98.72パーセントでございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。適正な入札して落札したんですからあれですけども、大分98.72パーセントと非常に落札率が高いという感じがしますが、あと、これは1団地も2団地も同じなんですけれども、先ほど言ったように余りにも点在しているので本当は集約させながらインフラ整備をしていくという形にすれば、造成コストも下がっていったのかと思うんですけども、その辺の集積集約の手法について早くやるためという形でわかるんですけども、もう少し集約することができなかったのか、まずそれです。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。農地の集積の関係でございますけれども、この地区についてはそれぞれ今まで営農されてきた方々がこの団地にそれぞれ張りつくということになってございますけれども、基本的には農地の集積につきましては個人が所有する農地水田を有効に活用できるように、まずこの位置を決めてきたということでございます。それから、自分でこの農免道路の沿線沿いに土地がない方については利用権設定ということで貸し借りを農業公社が間に入って集積の間を取り持ったということでございます。さらに、地元の農業委員とか山下園芸振興会の役員の方々があっせんしてこういう形になったということで、結果としては確かにばらつきがございますが、その中でも最大限こういうくくりの中での努力の結果だということでご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

10番（岩佐 隆君）はい。非常に効率が悪くなる。個々の農家でも多分インフラ整備するのに大変な経費がかかっていくということもあるし、あと今回の造成事業に関しても事業費がかさむということがあるし、それは一応指摘をしておきます。

あと、これで造成するとしたときに同僚議員いつもお話ししているものなんですけれども、排水の関係で非常に点在しているということで排水路の関係も大変だと思うんですけども、その造成地内の排水をどういう形で排水をしていくのか。特にここの地域は従来から低い地域ということで、排水がきちっとできていない地域だったんです。その辺をどういう形で捉えて、いちご団地の造成、そして排水に結びつけさせていくのか。あるいは造成の中での排水の計画というのはどういう形であるのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。排水につきましては、基本的に国営で整備したこの地区は整備地区でございます。その国営再編パイロット事業で整備したときには汎用水田になるということも前提に転作も含めて計画されていたということでございます。そういう中で、国営の整備した排水路を利用してこの第2団地地区としては、流末としては山

下花釜線です。この上の①から⑤については鷺足川の方に抜ける。それから⑥から⑩までについては一部線路沿いから牛橋の方に抜ける集落の中を抜けている排水路、それから一番南側の新田川排水路、そして高瀬川排水路ということで、最終的には牛橋河口の方に接続するという排水計画を持ってございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今課長言うに、1番から5番目の排水については多分国営の水路を使いながら排水はできると思うんですけども、ただ6番目から10番目についてはこの排水というのは十分に私は考えていかないとまくなのかと思うんです。今までなぜか6番目から10番目というのは排水路自体がなかなか機能しなかった部分で、すぐに大雨が降ると下に行くとか冠水する、水路からもれるという形の考え方もあったので、整備する以上はその辺も考えながらきちとした排水をするという形で考えていかないと造成をする中でその辺は考慮していただきたいと思います。それについて。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この排水路全体系統につきましては、今最初に申し上げましたように国営で整備をする。国営の整備後に県営で牛橋かんがい排水事業で補完的に整備をしていくということで、段階的に整備することになって、今現在も牛橋樋門、それから新牛橋排水機場、それからそれに続く排水路整備、県の方でしております。そんな関係で、全体としましては6、7、10番までのうちの半分ぐらいについては県の方で整備するかんがい排水事業の排水路に接続させることで、そして機械排水も含めて排水対応していくというふうになっておりますので、この辺については牛橋の新排水機場も被災を受けましたが、一応3台、復旧は今現在としてはしておりますので、排水路が全部完備すれば十分排水は大丈夫だというふうに見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい。最終的には排水というのは今おっしゃったように牛橋の水道できると思うんですけども、それまでの水路が今までも大分基幹水路のほかの水路が大分影響が出て、その水路が機能していないということをお話ししているの、そこを十分に考えながら排水計画をきちっと持っていかないとだめだというお話を指摘しているの、それについては十分考えていただくようにしてください。

団地内の排水というか側溝を含めた計画、どういう形でいくのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。圃場の団地の中については用地の外周の部分に雨受けのU字溝を設けて、それで施工して排水するという計画になっております。

10番（岩佐 隆君）はい。全部側溝を完備するという形ですね。亘理は土側溝でいくような話だったんですけども、山元町の部分は側溝でいくとそういうことですね。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。用地に今回造成する部分についてまでの土水路の部分についてはU字溝で施工していくということです。

10番（岩佐 隆君）はい。あと、先ほどの関係で指名業者の数で10社指名という形で同じような形でいいのか。辞退はあったのかどうか、その辺。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。指名業者につきましては先ほどと同じ10社でございます。なお、この入札につきましては7社が辞退いたしまして、3社で入札を行ったという実態でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ちょっと残った業者だのちょっと指名ちょっとお聞きしたいのと、一応7社が辞退して3社が、辞退するのは町側の考え方ではないんですけども、ただ、指名する上で本当はその指名業者がある程度結局競い合ってもらってそして全体の工事の単価を下げた形で発注するというのが私は基本だと思うんですけども、それが10

社せっかく指名して3社で競うような形になって、最終的にはこの落札率が98.72とそういう結果にあらわれる形だと思うんです。その辺、どうお考えになるのか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。こちらにつきましては、積算等々を含め10社の方について指名をしているというところでございまして、辞退されるということまで推定してこちらで入札を行うことはできませんので、結果として7社の方が辞退したということに関しては、これは入札の制度上、やむを得ないことだと理解しております。

10番（岩佐 隆君）はい。副町長、指名委員会の委員長さんにお聞きします。今課長の答弁についてはそれでいいと思うんですけれども、ただ、指名委員会なり指名する側としてきちっと辞退最初からするという形で受けたわけではないと思うんですけれども、10社を指名して7社が辞退するというのは私はちょっと異常な形ではないかと思うんです。私はですよ。指名委員会なり課長はそれはしようがないですというお話だったけれども、ただ、指名委員会と指名する上できちっと指名する上では10社にきちっと指名しているわけですから、その指名業者がきちっとちゃんとした形の入札をやっていたかないとうまくないと思うんです。それが7社が辞退で3社でしか結果的にやれないという形になると私は指名委員会での指名もちょっと考えるべきではないかと思うんです。例えば次にもし指名するときには辞退したものを除くぐらいの意気込みが私はあってもいいと思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。指名上、指名委員会の委員長でどうお考えになるのか。

副町長（平間英博君）はい。指名した業者が指名を辞退という部分については、非常に残念なことではございます。ただ、今回の東日本大震災からの復旧復興に向けましては、ご案内のとおり、被災した自治体それぞれ復旧復興に取り組んでいく部分の中で公共工事がそれぞれ取り組まれております。さきの本町の特別委員会でもご案内しておりましたが、入札執行に当たってなかなか入札を指名した業者すべてが辞退ということで入札が不落になった状況も実はございます。そういった中ではその原因として、例えば労務単価が高騰している事実、そういった部分も含めながら工事発注側としての積算をしっかりと再精査する。それから先ほど指摘の部分もございましたが、指名業者について指名競争入札は通常5社以上でそれは有効というふうな考え方、基本がございまして、それを越えてのしっかりした指名を行っていくということに努めてまいりたいと思っております。

ただ、指名の辞退については指名を受けた側の諸事情もあるので、残念ながら指名を辞退をもってペナルティを課すということはそういった部分の運用までは厳しいものというふうに、現時点では考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。発注側の、例えば積算の単価、それで例えば指名受けて入札する中で実際にそれが辞退につながるということであれば、私は積算の問題もあるのではないかという気がするんです。今労務単価とかいろいろの単価のお話も出ましたけれども、きちっとその辺を発注側として精査しながら積算を考えて発注するという部分を一つ。あと、入札する中で、適正な入札する中で競争原理を働かせるというのが私は指名なり一般競争入札の一つの考え方だと思うんです。それが実際に7社辞退して3社でやるということになったら私は幾ら指名された業者側の問題だといっても発注側としても私は問題残ると思うので、ぜひそれを考えながら積算の発注側との積算、きちっとある程度適正な入札執行ができるようなそういった積算の単価というのを割り出しながら指名をして、そして業者の人たちに適正な入札にかかわるような形で発注側としても考えるべき

だと思しますので、その辺についてはこれは終わってしまったのでこれからの問題としてきちっと考えながらやるように、これは私の方からお話をしておきます。これについて副町長の方から。

副町長（平間英博君）はい。ただいま議員ご提言の部分を踏まえながら、適正公平な入札執行に努めるべきものというふうに考えておりますので、そのように努めてまいりたいと思します。

10番（岩佐 隆君）はい。この土の土量、多分搬入路決まっていると思うんですけども、これを詳しく聞くと時間長くなるので、多分山元町からという形になると思しますので、その辺、山元町からやるのであればさっきお話ししたように2工区、3工区、4工区重ならないような形での、例えば土取り場の考え方なりあるいは搬入路の考え方、それで全体の工期短縮につなげるように考えていくということを私の方からお話しさせてもらいたいですけれども、その辺について担当課長でもいいですから。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。土取り場の選定につきましては、設計上は先ほど申し上げた3か所から単価見積もり、それから運搬距離含めて設計上は見ております。ただ、そういった町の見積もりと業者の方で落札した見積もりというのはまたそれぞれ違って、必ずしもその3か所以外のところから持ってくる場合もございますので、そこについては確実に土が確保できるという観点でだけはまず優先的に考えていきたいと思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第75号平成24年度産振農復請2号山元町いちご団地造成工事（第2団地）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第76号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。議案第76号平成24年度農振農復請3号山元町いちご団地造成工事（第3団地）請負契約の締結について、配布資料、お手元のNo.5でご説明申し上げます。

提案理由は今までと同じでございます。1番契約の目的につきましては、今申し上げた工事名でございます。2契約の方法につきましては、これも同じく指名競争入札であります。3契約金額でございますが、一つ金1億3,637万1,060円、消費税を含むでございます。4契約の相手方でございますが、宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1

5-17、株式会社浅沼組東北支店執行役員支店長佐藤琢弥でございます。5番目に工事の場所でございますが、山元町笠野地内外でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。落札率ほどのぐらい。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。落札率につきましては、86パーセントちょうどとなっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。指名業者の数と最終的に残った辞退された数。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。指名業者につきましては、第1団地、第2団地と同様でございます。10社でございます。そのうち、3社の辞退がございまして7社で入札を執行しております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ここの工区は面積も13.38ヘクタールと、あと盛り土量も4万8,455平方メートルということで非常に膨大な量なんですけれども、これはダンプの台数に換算してどのぐらいになるのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。トータルで4万8,000立法メートルに対して標準的に10トンダンプで標準的に違反のない積み量、法令に違反しない積むボリューム、それで運んだ場合にトータルとして8,800台相当分になります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。これも多分工期を守ってやるという形で、先ほどお話しのように11月と12月工期と、あと3月15日工期という形で、これは分かれての業者に発注という形になるのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これも1期、2期、そして24年度、25年度に分けて同じように施工でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。8,800台というと膨大な台数になる。これは今お聞きして膨大な量になるということなんです。それで、実際に土の土質の問題、特にイチゴの造成を畑の造成をするとき土の問題が大きく影響すると思うんですけれども、土がどういう土を搬入して、その盛り土にして造成するような形になるのか、まずお聞きしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。盛り土につきましては、単価は同じなんですけど2層構成で考えています。2分の1、2分の1、平均で50センチメートルであれば25センチメートル・25センチメートルという構成になるかと思いますが、下に山ズリを入れて上に山砂ということで、物理的な性能については仕様書で規定してそれなりの物理性能を持つものを事前にチェックして納入させる予定でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。山ズリと山砂という形になると、山ズリの方は石がまざった砂を2分の1敷いて、そして山砂の方は砂ですからユナとかそういうものを差しての話なのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。そのとおりです。

10番（岩佐 隆君）はい。ただ、せっかく町で考えて農業公社とお話しながら進めていくという事業だと思うんですけれども、山ズリの方は全体でいいと思うんです。山砂の方は結構ある程度固まったり、あるいは水を含むとやわらかくなったり、非常にならしたときのあと作業性というのは大変悪くなると思うんですけれども、その辺については考えながら発注をするということなのかどうか。非常にやりにくい土だと思うんです、山砂の方

は。間違いなく水を含むとやわらかくなるし、固まったりその辺の考え方について。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。2層に分けているのは今お答えしたとおりなんですが、上が細かくて下が粗い、排水も考えているということですが、それでも表層に粘性が少し強いと営農上効率や何かも落ちるといようなこともありますので、先ほどお話ししましたように一定の見積もり上は物理性能で承諾書を上げさせて承認を与えることにしておりますが、そういった中で選択肢があるのであればそれを選んで、よりよいものを選んでいくということは施工の段階で考えられると思いますので、そのような対応を考えたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。なかなか互理も同じような事業をしているということで、そしてその中で——の人たちは砂、あるいは今お話のように山ズリ、そういったのがないということで作業の遅れが随分目立っているんです。それで私は心配してお話ししているので、山ズリあるいは山砂、きちっと業者選定して発注したということになればきちっとその辺は町で実際に現地農業公社に行ってみながらきちっと担保できるのかどうか確認しながらやって、あと工期に向けてきちっと担保させないとうまくないと思うんです。ですから、山砂の関係で本当につくりにくいと思うんですけれども、本当に水を含むとやわらかくなるので、その次に今度造成したときに施工するときに私は非常に施工がハウスの施工が本体工事が大変になってくると思うんです。最終的に本体工事終わらないと造成、あるいは本体工事の流れでいく。その作業性がよくないとだめだということだと思うんです。その辺はちゃんと考慮した中で2分の1・2分の1、あるいは本当に山砂が本当にこれから例えばイチゴハウスをつくったり作付けするときの関係で作業性がよくて効率よく作業ができるのかどうか十分見極めた上で2分の1・2分の1の考え方もきちっと持っていていただきながら発注するとそういう形で考えていかないと工期全体が遅れてくるという可能性もあるのでまず土が足りなくなるという心配一つと、あとその山砂の水を含んだときのこれからの作業性それがどうなのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これも先ほどお答えしましたけれども、標準設計というのがございます。そういう中の範囲の中でよりよいものを、適正するものを選択していくということで、単に業者の方からこれだということではなく、十分検討してまいりたいと思います。さらに、土についても最低でも業者の方が選ぶことが優先になると思いますけれども、それも当然工期を守っての話ですから、そういう部分も含めて町の方としては土取り場については十分まだ確保できるということを見込んでおりますので、そのことについては心配ないように対応してまいりたいというふうに思っています。

10番（岩佐 隆君）はい。本当に互理町では土が足りないということで四苦八苦しながら事業が遅れているという現状もあるので、その辺は今課長が十分な業者に土の担保させているので大丈夫だというお話ですので、あと遅れがないように今のお話を信用しながら農家の人たちも安心させるように進めていっていただきたいと思います。その辺についてはよろしく願います。答弁は必要ないです。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第76号平成24年度産振農復請3号山元町いちご団地造成工事（第3団地）請負契約の締結について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第77号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それぞれ議案第77号平成24年度産振農復請4号山元町いちご団地造成工事（第4団地）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。お手元の配布資料No.6でご説明を申し上げます。

提案理由については今までの3号までと同じでございます。1契約の目的、平成24年度産振農復請4号山元町いちご団地造成工事（第4団地）でございます。2契約の方法は指名競争入札でございます。3契約金額は、一金1億80万円、消費税含むでございます。4契約の相手方、宮城県亘理郡山元町坂元字町6、野村建設株式会社代表取締役野村忠孝でございます。5工事の場所でございます。山元町新浜地内外。2ページ、3ページでございますが、最後の団地で一番南側の区域になります。3ページでございますが、これも目印がちょっとわかりにくいのでおわびして補足説明させていただきますが、これは1、2から8までの8か所になりますが、1番、2番、3番のこの近くに、薄いんですが道路がクロスするようになっておりますが、……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。指名業者数と最終的に指名業者の数。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。指名業者数につきましては、第1、第3団地と同様10社でございます。そのうち8社が辞退いたしまして、2社での入札執行となっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。落札率。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。落札率につきましては、98.6パーセントとなっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどからずっと一連でお話を聞いていくと、指名業者の数は10社で、辞退すれば最終的には落札率が高くなる。2団地もそうですし、2団地で98.72パーセント、この4団地も98.6パーセント。ですから、指名業者、先ほどお話したように、指名業者の数、あるいは数だけではなく指名業者にきちっと指名に参加してもらって、辞退しないような形の発注側の考え方きちっと持ってもらいながらやっていかないと、これは復興交付金事業だからいいということではないと思うんです。実際に国の税金でもあるし、これは議会の中で私が言うまでもなくほかの議員の人たち

も言っているし、町でこれから指名発注する場合の一つの考え方の中で町民の税金をいかに有効に利用しながら公共事業を適正にやってもらうかとそういうことが担保されると思いますので、一つ一つそういったことも、交付金事業だけでなくこれからいろいろな発注の中でそういったことも考えながらやっていく必要があると思うので、その辺は十分に考えていただくように、その辺の考え方について町長から。

町長（齋藤俊夫君）はい。工事の発注請負関係につきましては、私以前からこの場でも申し上げているとおり、基本的には地元の業者の方にぜひ力をおかりできるような形での、そこに地場産業の振興、地産地消というふうなそういう観点で常々お話をさせてもらっているところがございますし、また、入札のありようにつきましてはいろいろ制度の隘路もあろうかというふうに思いますけれども、まずは適正な、公正な執行に十分努力をしていくというふうなことが必要であるというふうに思っておりますので、引き続きそういうようなことでの対応をしてみたいというふうに考えているところがございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この4団地もそうですけれども、3団地の造成も常磐線のすぐ近くになって、今までいろいろ議会の中で議論してきた危険区域の範囲内、あるいは町側から言わせれば非常に津波が来たり、あるいはこれからいろいろ災害あったときの住宅の建設はできないんですけれども、ただ、ハウスも構築物という形で作っていいところにはなっているんですけれども、ただ、これからせつかく何億円ものハウス作っていくのに、私は防潮堤なりあるいは多重防除、きちとしないとだめな地域でもあると思うんです。大分面積からいったら点在しているということもあるんですけれども、線路側に下がってきているということなんですけれども、その辺について本来だと農免道路沿いを中心にいちご団地を建設するという形の考え方があったんですけれども、その内容については先ほど担当課長からお話あったんですけれども、それについてどうだったのか。

安全の担保と、あと農免道路から下がったという形で。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この団地が1、2、3、4、5、8というふうに線路沿いにあって、農免沿いから離れているということの理由ですか。

これは、先ほどお話ししたように、町の方としても基本的には自分の農地で、あるいは利用権設定で、そして将来は利用権設定でも買い取りしていただくというような前提条件がございますので、そういった部分で短い時間の中で用地が確保できたというのがこういう結果になったのではないかというのがまず1点でございます。

それから、この安全性につきましては、海岸堤防が1線、そしてこのJR部分が県道で2線堤部分というような計画でもございますので、そういった部分で津波については対応するという考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ここで図面みてもわかるように上の地域のエリアをくくりとして、そこにいちご団地を張りつけるという形なんですけれども、ただ、3団地、4団地、地権者の関係もあってしょうがない部分もあるとは思いますが、ただ、せつかく何億円もかけてつくるハウスなので、私は安全担保しながら将来ともにイチゴの団地として残り得るような形で町として造成したりするわけですから、考えていかないとだめだと思えます。そういった点で、今回造成するという形の中でこれからイチゴハウスをつくる。そういった形でそこにイチゴの農家の人たちが働くというわけですから、沿岸に近いという形で何らかの安全の担保をこれから考えていくべきだと思えます。

ども、その辺についてこれから、例えば防潮堤だって3、4年かかる。県道だってきのうの議論の中で5年目安にかかるということですので、この安全の担保についてどういう形で考えていらっしゃるのか。町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい。いちご団地の安全性の担保ということでございますが、基本的には今議員おっしゃるような視点を大事にしていかなければならないというふうなことでございますが、これまでのまちづくりの土地利用計画と安全性の関係について言えば、あくまでも居住、人の命をまず救うようなことを基本にというふうなことでこの災害危険区域の復旧でございまして、居住の用に供さない部分についてのものについては、これは基本的に町内基本的な土地利用の制限はないということでございますが、いずれにしましても人の命のみならず産業面も含めて全般的に安全安心を確保していくということは極めて重要な問題でございますので、できるだけ早く多重防御機能が発揮できるような形での全体整備を鋭意努めていくことが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第77号平成24年度産振農復請4号山元町いちご団地造成工事（第4団地）請負契約の締結について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時00分からといたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第78号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第78号平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その68）請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

議案の概要につきましては、別添配布資料のNo.7をご覧ください。本提案は東日本大震災により被災した役場本庁舎などの解体・撤去工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

項目を順にご説明申し上げます。1 契約の目的、平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その68）。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、一つ金9,940万8,750円、消費税を含みます。4 契約の相手方、仙台市青葉区国分町二丁目14番18号株式会社フジタ東北支店執行役員支店長石橋光雄でございます。5 工事の場所でございます。山元町山下地内。

別添の位置図をご覧ください。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい。なぜ解体・撤去しなければならないのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。東日本大震災の応急危険度判定を実施いたしました結果、総合判定の中で危険という判断がなされました。状況は擁壁等のクラック、あるいは主筋等が露出している状況にありまして、壁等の落下の危険性やその他付随する施設の危険が最大ランクであるということで解体の方向で進んでまいります。

6番（遠藤龍之君）はい。48年ですか、できたのが。一般的に考えれば十分頑丈な形で作られたものであると考えられるんですが、あたたぐいの建物というのは普通だとどのぐらいつもものなんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。RC構造物ですので約50年となります。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、ああいう建物50年経つとすぐ壊さなければならないということになるんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。構造物の被害状況によりますが、耐震補強工事等を行えば、さらに耐用年数が延伸できると思われれます。

6番（遠藤龍之君）はい。要因はあの地震によるものであるということであると思うわけですが、役場本庁舎というのはここもきのうも話になりましたが、しましたが、分譲して建てたところで役場本庁舎多分一番切り取った岩盤の固いところに建てられたかと思うんですが、そしてそもそもその構造、一般家屋よりも相当頑丈な形で作られたものであると思われるものがもう解体・撤去しなければならない、住むことができないということになったわけですが、それらの要因をどのように見ているのかお伺いいたします。

それからあわせて同じ内容ですのでその分庁舎の方についても分庁舎の方も外から見ると相当な作田山の中でも被害の状況にあると思われるわけですが、その辺も含めて地震との関係、あるいは宅地、地盤との関係をどう見ているかということでお尋ねしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。構造物自体の主筋等が危険な状況にあるということで、直接地盤との関連性はなく、構造物自体の被害と考えられます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうふうに断定的に言っているんですか。これはどこから見ても地盤にあの地震でそういうことになったんだから、これは大いに関係があると思うんですけれども、わかりました。これで終わります。あとと言いません。そういう町の捉え方のようなので今後そのことについては別なところできょうの中身はないですからこのことについていいですいいです、発言要らないです。わかりました。問題、町の考え方について。このこれは解体・撤去工事請負契約どうするかこうするかの話ですからもう結構です。町の考えわかりましたから。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第78号平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その68）請負契約の締結について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第79号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第79号平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その69）請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料のNo.8をご覧くださいと思います。本案件は、東日本大震災により被災した山元町立山下第二小学校の解体・撤去工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

項目内容を順にご説明申し上げます。1 契約の目的でございます。平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その69）。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、一つ金6,798万7,500円でございます。消費税を含みます。4 契約の相手方、亘理郡山元町坂元字西田51番地株式会社山村代表取締役山村正克でございます。5 工事の場所、山元町の花釜地内となります。

別紙、位置図をご覧くださいと思います。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。この第二小学校なんです、建物、そして津波の被害として1階部分は水がかぶったということでそこは何かの撤去を床部分は撤去はしなければいけないかなと思いますが、この学校自体が数ある県内の学校でも非常に震災前は立派な学校といたらいいか表現というのは本当に建築構造もいいということで評判の得た学校なので、そして地域性にもこの地図で見てもらうとおり、隣はJA米倉庫はちゃんと戻している。そしてイチゴセンター、前の集中選果場も利用するところという状況の中で、ここは学校としての利用は生徒を入れるという観点からは危険ということであるんですが、土地利用という観点でいずれ焼却炉終わったら、2次処理終わったらここは災害緑地帯、防災緑地帯等も完備されて心は地域の何かの利用価値があると。すっかり被害状況がすごくどこかの学校みたいにばかばかと壊れたわけではないので、本当に床にちょっと

浸水、1階部分の浸水。そういうものに対して解体、今後の利用価値というものを考えられないか。られなかったか、町長にお伺いします。

議長（阿部 均君）今後の利用価値ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず基本的にどういうふうな被災なり塩害の状況があるのか、それをまず担当の課長の方から少し説明をさせていただく中で——させていただいたほうがいいのではないかとこのように思いますので、最初にちょっと建物の被災状況、塩害等を含めてどういうふうなことが考えられるのか、ちょっと最初に説明させていただきたいと思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。とにかく壊したら終わりなんだよ。壊したものは絶対戻らないんだから。絶対できてこない。そんな立派なものを町民の宝とかこの地域の人の今後の利用価値もあって、壊すまでのものではないということで壊すものには解体にはまだ同意できないとか反対。解体すべきでないと思います。

教育長（森 憲一君）はい。先ほどの被害状況のほか、ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、今議員お話にございました学校自体というよりは今後の土地利用として、地域の何らかの利用の価値があるのではないかとこのようにお話にございました。まず今回の被災の状況でございますけれども、被災して水が引いた後に第二小学校、中浜小学校もそうですが、日本建築学会等のいろいろ調査指導をいただいております。

お話のように、大変頑丈な建物そのものでございますけれども、構造物の大きな柱等の大きなあれはないというふうな診断はございますけれども、ただ、これは校舎、それから屋体の方もそうでございますけれども、1階のほぼ天井近くまで浸水をしているというふうなことで、かなり塩害による被災があり、壁それから床等々についてはこれは甚大な被害というふうなことでございます。したがって、塩分等が構造物の中にも大分浸透しているので、その辺のところを今後改築等に当たっては図りたいというふうな指導をいただいております。なお、そういったことをもとにしまして、ことしの3月でございましたけれども、文部科学省の方から原形復旧については不適當というふうな判断も実はいただいております。

そういった中で、特に、例えば一見外から、外観景観上見ますとまだ使えるのではないかとこのようにそこを通った方はよく言われますけれども、実際入ってみますと実は、例えば屋内運動場そのもの、床のたわみ、それから壁等のすき間、それから一番は床と床の弾力を持たせるために鋼材を、細いものをかなり何百本にわたって構築しているわけでございますけれども、それらが塩害によってもうさび付いているというふうなことなどを考えますと、かなり厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。私も、建築士等でいろいろ見ていただいた中ではもしそれを、例えば屋内運動場だけでも直すとしたら約8,000万円ぐらいの修理費がかかる。つまり、構造の柱を残してほかを全部撤去してまた作り直さなければならないというふうな現状だというふうに判断をしております。

したがって、一見まだ見えそうに見えますけれども、実はそういうふうな内容の状況でございますので、教育委員会としても本当は子供たちのこれからの第二小学校をどうするかというふうな部分が見えてからそういったことがあれば一番いいんですけれども、そこまでこれを国の環境省の予算の中で解体作業をするというその時期的なこと

もでございますので、ご理解をいただければというふうに思うところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。教育長さん立たれたので連続してお伺いをいたします。

あそこに校歌の歌碑とか、それからいろいろもろもろあるはず。これらの構造物はどういうふうに対処なさるつもりかお伺いします。それだけ。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。今お話しいただきましたように、第二小学校、昭和62年に建築をされて、その以前からも多くの先輩方を育てていただいた校舎でもございますし、その後もあそこの校地内にさまざまな歴史ある碑、あるいは歌碑、小型のモニュメント、そういったものが構築されてきております。それらについては、実は今学校の方で何を今後残したらいいかというふうなことで、今週の、具体的話で恐縮ですが金曜日に話し合いを持って残すべきもの、それから今後に保管をするなりそういった形でどうしたらいいかという打ち合わせ会を持つことにしております。したがって、今先輩方が築いてこられた歌碑等についてはぜひ何らかの形で残しておきたいものだというふうに考えておるところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。指名の業者名。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回の指名業者でございますが、11社でございます。申し上げます。野村建設株式会社、青木あすなろ建設株式会社東北支店、株式会社今野建設、株式会社橋本店、株式会社フジタ東北支店、有限会社安田工務店、東洋建設株式会社東北支店、亘理土木有限会社、株式会社ヤマムラ、西松建設株式会社東北支店、株式会社浅沼組東北支店でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回については地元業者3件入っているという形ですけれども、これはこの前の造成の件で出た部分で、特定建設業あるいは管理技術者、そういったものが別にいなくてもいい形の工事なのかどうか。請負契約なのかどうか。それ1点と、あとこの指名の選定理由の中での地元業者3件というそういったある程度特定した部分での考え方について。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回ご提案申し上げました被災建物等解体・撤去工事の建設業者の選定に当たっては、土木工事業の許可を持つ業者で災害廃棄物の撤去業務や震災直後の災害復旧工事の実績を有し、施工管理が十分に行える業者ということで選定いたしております。なお、現在被災建物等の解体・撤去工事を受注していない業者を選定いたしました。管理技術者の関係でございますが、直接請け負った会社が施工すること及び下請けの関係で一定金額以上の下請けがなされなければ管理技術者の常駐という条件には適合になりませんので、このような選定となっております。

管理技術者の関係でございますが、自社で解体をする場合及び一定金額以上の下請けをしないことであれば、同業者での施工が実施可能ということで選定いたしております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話の中だと選定理由にもつながってくるんですけども、土木工事業の許可を得る形だと今回の指名の一つの要件になるという形だと思うんですけども、ほかに特定建設業とか管理技術者、そういったものを含めての一応選定理由の中には入ってはおるのかどうか。それ必要ないということなのかどうか。

なんでかという、この指名の中に地元業者一応3社しか入っていないんですけども、せっかく地元業者入れるのであれば地元業者何社もおるし、要件に満たないという

ことなのかどうか。その辺ちょっと具体的にお話ししていただければと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本件での指名委員会提案時及びこの工事着手に当たりまして、現在被災建物等の解体・撤去工事に従事されていない業者さんを選定したということでございます。

副町長（平間英博君）はい、議長。指名委員会の委員長を務めておりましたので、私ご説明申し上げたいと思います。1点、特定建設業それから管理技術者の関係については、今回の指名の要件とはしておりません。ただ、金額が大きいことからそういった有資格者を有しない場合は3,000万円を超える下請けはできないということにはなりますが、それを要件とはしておりません。自社で下請けに出さないで、3,000万円以上の下請けを出さないで取り組んでいただく分には受注していただいてもいいということで、あえて管理技術者の要件は入れておりませんでした。

それから、基本的には被災家屋の解体・撤去工事をこれまで受注した実績がある業者に発注しております。そういった部分は町内の業者の多くが受注機会はあるんですが、その中でこれまで解体・撤去工事を現在行っている業者については、二つ目の解体工事を持つことによって戦力が分散される、あるいはきちんとした解体ができない可能性があるということで、現在家屋解体を受注している業者は除くという形で条件を付しています。また、今回先ほど説明のとおり、解体する構造物がRC構造となっておりますので、土木工事業ということでの業者登録をしている業者に限らせていただきました。一般の自宅、一般の家屋解体についてはとび建設業の登録業者も交えて指名しているところでございますが、今回はRC構造物ということで土木建設業の登録をしている業者ということで指名の際に限定をしております。先ほど企画財政課長が申し上げたとおりの業者を指名して入札を行ったということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。RC工法という形で今副町長からお話あったように、土木工事業、これは地元で何社あるんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今そのリストを持参しておりませんのでお時間をいただければと思います。

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。再開は1時40分いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。大変失礼いたしました。今回の指名登録で、町内の土木工事業を持つ業者でRC構造ということで施工管理が十分に行えるという観点から、現在被災建物の解体・撤去工事を受注していない業者を選定いたしました。土木工事業を持っている業者さんは8社でございます。そのうち、8社の中から今回3社を指名の中にご提案させていただいております。

議長（阿部 均君）町内業者で要件を見たしている業者、何社なのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。もう一度申し上げます。町内業者で土木工事業の同工事を実施できる技術を有している会社は8社でございますが、現在……。

議長（阿部 均君） 8社なら8社でいいんです。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。せっかくだから8社の名前を言っていただく。4社はここに出ているからあと4社の分だけ名前言ってもらえれば。

まちづくり整備課長（森 政信君） はい、議長。4社申し上げます。株式会社岩見組、三宅建設株式会社、株式会社クリワダ、有限会社横山産業、以上4社でございます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。本当は要件満たす業者、きちっと最初からわかっていないとダメでしょうけれども、それを今教えていただいたんですけれども、これであと4社が今回指名に入らなかったというのはあくまでもほかで解体工事をしているという要件で今回除外したという形で捉えていいのか。

まちづくり整備課長（森 政信君） はい、議長。町内において解体工事業の工事を行っているということになります。おっしゃるとおりでございます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。それでは、今回のこの11社の入札で落札したのはこの業者なんですけれども、ちょっと5番目まで教えてください。

企画財政課長（高橋寿久君） はい、議長。申し上げます。株式会社橋本店、亘理土木有限会社……、番号ですか。こちらは最低制限価格制度に引っかかりまして、失格になっている会社が4社ございます。その前提で申し上げますと、一番安かったというところが株式会社橋本店、次につきましては亘理土木有限会社、次が有限会社安田工務店、次が株式会社浅沼組東北支店、5番目が株式会社ヤマムラという状況でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。落札率はどのぐらいだったのか。

企画財政課長（高橋寿久君） はい、議長。この工事につきましては、落札率は86.54パーセントでございます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。ヤマムラが一番近いのでちょっとどのぐらいの金額か、金額教えてください。

企画財政課長（高橋寿久君） はい、議長。ヤマムラの次の順位でございますと、6,572万2,000円でございます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。先ほどの説明の中で土木工事、管理技術者が要らないという形で自社でやれる形が3,000万円以上、下請けを頼まないという形で今回要件の中に入っているという部分で、今回受けとったこの業者、請負締結した業者は下請けを頼まないで自社でやるという形で考えるということで、管理技術者の最初の要件で入れないということでもいいのかどうかちょっと確認をしたいと思います。

副町長（平間英博君） はい、議長。3,000万円の部分について説明が不十分であったので、改めて申し上げますが、工事を受注した際に3,000万円を超えて3,000万円以上の金額を下請けに出す場合には管理技術者の資格を有している企業でないと下請けに出せない。逆に言うと、3,000万円未満の金額でしたら下請けに出してもそれは差し支えないという形になっております。改めて補足させていただきます。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。それは工事契約書の中にきちとうたってあるということなんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君） はい、議長。ただいまの下請けの関係でございますが、建設業法に規定がございますので、こちらで条件が設定となります。

10番（岩佐 隆君） はい、議長。今課長の説明だと建設業法の中できちっと下請けの金額、それで元請、その発注のある程度金額は決まっているということで考えていいのかどうか。

そして、実際にそれをきちっと履行しないときはどうなるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事発注に際しましては、町の方で仕様書等に基づき実施していただくよう、注文をとっておりますが、建設業法を遵守していただくようその中で特記しようという形で指定するようになります。

議長（阿部 均君）答弁、もう少しわかりやすく明確に答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。建設業法に基づき実施する旨、特記仕様書等の中で条件が明示されますので、それに従って実施することになります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。建設業法に基づいて一応元請と下請けの関係、きちっとやるという形で指導するという事で多分課長は言いたいんだと思うんです、その辺を私の方から言っておきますけれども、ただ、それで遵守しなかった場合はどうなるのという話を聞いているので。

副町長（平間英博君）はい、議長。下請けの関係についても厳しく、先ほど申し上げたとおり法令等に定めがあって、かつ下請けに出す場合は下請け業者の届け出を提出させている形になっています。そういった手続に反する場合には、昨年度の例ですと、大河原土木事務所下請けの届け出がなされていなかったということを実例として指名停止3か月ということでそういった形での取り扱いの事例もございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。基本的に管理技術者を置かない一つの要件をつくった。その中で建設業法のそれを遵守するような形で業者には指名をするという形にしているので、きちっと建設業法を遵守させながらやるという形、何でそういう形で何回も質問しているかという、なかなか第二小学校の解体というのは結構今までの家の解体と違って技術的にも、あるいは大変でないかと思うんです。平屋ではありますけれども、ですから、今まで町内業者でRC工法の形で、特に土木工事建設業の許可は持っていても大変なので、多分下請けを頼みながらやるような形になるのではないかと。そういう部分で心配をして、今お話をしているんですけれども、実際に自分たちの受け取った業者でやっていただくような形、特に地元業者、私も再三言っているように地元業者の育成の観点から今回の入札、本当は地元業者8社、土木工事業の建設業許可持っているということなのでみな入ってもらった中で実際に入札をしてもらって、技術力をつける中でこれから業者としても伸びてもらおう。そのためにこういった一応解体工なども含めて地元業者に発注していくというのは私はいいのではないかと。今回4社なんですけれども、全体入れて技術力を上げさせるためにも、そういったことので地元業者を指名に入れるとそういう形私は必要だと思うんです。ただ、今の建設業法の要件からいくと3,000万円以上の関係が出てくるので、地元業者にしっかりやらせるような形の指導をさせる。そして今まで余り大きな解体の工事やってこなかったと思うんです。それで万が一労災の事故などがあつたときには大変なので、その辺の管理もきちっとやっていただくような形の管理、それを担当課の方できちっと私はやっていかなくてだめだと思いますので、その辺について町長の方から。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は直接的にこの中身に触れる部分での参加関与というのはないんですが、岩佐議員おっしゃるように、基本的な考え方として町内業者の育成というふうなことを思ったときには、町内業者の皆さんにしっかりと力をつけていただく。また安全管理、衛生面にも十分配慮していただけるようなそういう経営体質といいますかそういうものをしっかりと見につけていただく中で一定の工事をきちんとやってもらえ

るような、そういう育成対応というふうなものが大事でございますので、いつも言うように、本当に今いろいろな業務を抱える中でございますけれども、そういう部分にも意を用いてまいりたいというふうに思うところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。78号も同じなんですけど、この2件とも繰り越し事業になっているんですね。それがなぜ今この時期の契約なのか、お伺いします。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご説明する内容、関係するので私の方からご説明させていただきます。もともとこの事業は、ご案内のとおり環境省の補助事業でございます。先に予算総額についてはどの構造物を解体するかあらかじめ県を通じて国と協議を行って、これとこれとこれを解体しますという部分を定めながら全体計画を進行しているところでございます。その関係で繰り越し事業となります。また、環境省の事業は、ご案内のとおり、補助対象が今年度までとなっております。事業計画に基づいて今年度中に解体を済ませることが義務となります。

一方、ご質問のなぜこの時期にという部分で申し上げますと、役場庁舎についてはこれまで、今こちらの仮庁舎を建てさせていただきました。その後も旧庁舎の方には各課の書類を保管をしております。また、災害時の毛布などそういった物資も、実はこちらの仮庁舎建設後も保管場所として保管しておりました。救急用のものについては各所、例えば小学校であるとか公民館とかそういったところにおさめ直しをした上で、車庫のところ、ご確認いただけると思うんですが、書類保管場所も設けました。それで保管し直しをして、ようやくこのたび本庁舎解体できるということで、今年度中の解体を目指してまいります。また、小学校の方につきましても、先ほど教育長から申し上げたとおり、解体すべきものについての調整、あるいは解体するに当たってはその学校を卒業された同窓会さんとその解体について、単に作業として解体するのではなく一定の同窓会の方とどういった形で解体をしていくか、そういった部分も協議を重ねて、ようやくほぼ整ってきたところでございます。

そういったこともございまして、現在の解体となっております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、繰り越し事業ではありながらも、やる時期については最初から決まっていた。この時期になるのかなというふうに受け止めました。前に地元企業の育成等々というのもありましたが、これはほかの4社に不平等になるのではないかと、情報の中で。情報といいますか最初からこの時期にやるんだといえば、外した理由が現在震災家屋の事業をしている人を外すというのが条件になっているということでは、これは最初から事業がこの日、本来ならば繰り越しなんで繰り越したか、その年度内にできないから翌年に回すというのが一般的なあれだ。ところが、これは今説明あったように、いろいろ理由があって結局この時期にしかできないというのがもう最初からわかっていたとするならば、もっとほかの業者の人、そこから抜かれた人、なんだこれはというふうになるのではないかと私は今話を聞いていて思いましたので確認したんですけれども、これはやり方としてはまずいのかな。本当に今町長が言う町内のそういった企業もという考えが根底にあるのならば、それは業者の皆さんにとっては大きい事業です。いろいろな意味でちょっと私言葉余りわからないのでどういう表現したらいいのかちょっとわからないんですけれども、非常に条件のいい工事だということからも考えるならば、この辺のやり方については若干問題が残るのではないかとと思うんですが、

町長、この辺についていかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。膨大な復旧工事なり復興関連の事業を、今執行している中で議員からご指摘のような段取りのいい形をとるとするのは理想ではございますけれども、なかなか厳しい側面もあるわけがございます。お隣の町のいい取り組みなどもぜひ参考にしながらやりましょうというふうな声かけなども町内でもしていますし、あるいは業界の皆さんもぜひそういうふうなところを勉強してもらって、いろいろな工夫をしていただけるように取り組んでもらうこともまた一方では期待しているところでございますので、できるだけいい形の情報を共有しながらやっていければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。最初から現在仕事している人を除くということも明確な条件に入れているとするならば、その辺はこの工事発注の前の契約前のこういう仕事があるというときにちゃんとそのことも含めてやる必要があるのではないかと。そうしたら、あるいはそのこの時期まで仕事とらないとかというふうにもなるし、こっちの方がおいしい仕事だったら。とか、あるいはある一定のどうせというとおかしいけれどもそれで時期を聞いたんですが、これは解体工事ですから今すぐつくり上げるあれでもないですから、そういう意味でもことの遅れには余り関心がなかったのかということも考えれば、期間があるわけですから、この規範を持って今度こういう仕事をこういう形で出せますというような状況を公開して、そして地元業者の人にそれぞれ選んでもらうということがあってもしかるべきではなかったのかと思います。これは思いだからあとどうせというかももうこういうふうになってしまったんですから、それ以上のことは介入しませんが、そういう話もあるということを抑えておきます。

もう1点、先ほど来この条件のことが私余りわからなかったんですがなるほどこういう形で進められているんだというのが理解できた部分なんです。先ほどの条件で建設業法云々という条件というのはこれまでも当然のことながらこういった関係の仕事では当然それは条件としてずっと示されてきたものかどうか、確認します。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご質問にお答えします。今回議案として出させていただいている解体工事・撤去号はその69となっていますが、それまで67件同じように解体・撤去工事を進めてまいりました。その際におきましても通常の家屋解体の場合については土木建設業の登録に加えて、先ほどもご説明しましたがとび建設入れて、あとあわせて受注しているところはご遠慮いただくという部分をしています。あと、ご質問の法に基づく下請けの制限の部分については当然法律に基づくものとしてきちんと励行していただく。ただ、それがどうしても金額が高に及ぶもので、あるいは工事の施工を特に期間を短く、あるいはしっかりやってもらわなければならない事案についてはあえて管理技術者、あるいは特定建設業の部分も条件に付してやっておりました。

受注した企業には3,000万円を超えての発注については有資格、超えない形での下請けに回すという部分は励行していただいております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その件については、そのように受け止めて、これまでそういうことでやってきたということでもいいんですね。わかりました。あとはまあいいです。わかりました。そういうことでちゃんとやっているということの確認できました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい、議長。コンクリートのガラ処分です。これはいかがなさるのでしょうか。今現在瓦れき処分やっているところに運搬するのか、それとも自力で破碎するかと

どうかそういうところに持っていくのか、ちょっとそれだけお尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本工事におきまして、ガラにつきましては近接する仮置き場の方に運搬して、その後、県に委託しております2次仮置き場での処分となります。

3番（渡邊 計君）はい、議長。仮置き場に持っていただけなんです。そこに運搬するという
ことで。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。はい。おっしゃるとおりでございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。1点だけちょっとわからないので教えていただけますか。78号のものでフジタ建設が入札しておりますけれども、庁舎の場合は3階建て、4階ちょこっとあるぐらいで、解体する場合は足場を組む。足場を組んで足場の会社が常駐する。そのようなビルのものではいろいろ話を聞いております、業者の方から。山二小学校の場合は足場を組んでやるのか、それともただバリバリぶっ壊してしまうのか、その辺、ちょっと。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。山下第二小学校の解体につきましては、足場工は計上しておりません。

1番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、足場も組まないでただ単純にユンボ持っていか
か、行って壊してガラをそのまま前に捨てる。このような解釈でよろしいんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現設計におきましては解体する、ユンボ等で解体する
という設計でございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから、議案第79号平成23年度（繰）被災建物等解体・撤去工事（その69）請負契約の締結について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時20分 再 開

議 長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第10．報告第7号及び日程第11．報告第8号を一括議題とします。
課長から、提案理由の説明を求めます。報告第7号については企画財政課長高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、報告第7号平成23年度決算山元町健全化判断比率についてご報告いたします。

こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

おめくりいただければと思います。平成23年度決算山元町健全化判断比率でございます。山元町の指標をご覧いただきたいと思っております。実質赤字比率でございます。こちらは標準財政規模に対します一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合でございます。ご覧のとおり、バー表示ということで黒字決算ということでございまして、実質赤字比率はバー表示ということになってございます。

続きまして連結実質赤字比率でございます。こちらもバー表示になってございます。連結実質赤字比率につきましては、……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）引き続き、報告第8号については、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。報告第8号平成23年度決算山元町公営企業経営健全化判断比率について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、平成23年度山元町公営企業健全化判断比率を、別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願います。水道事業会計、下水道事業会計におきまして、財政の健全化に関する法律に基づきまして経営指標等を判断するため、資金不足を算出いたしました。結果、いずれも資金不足が生じておりませんので、バー表示となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計それぞれにおいて未払い金等の流動負債合計に対し、現金預金等の流動資産合計が上回っているため、資金不足が生じておりません。

以上、報告といたします。

議長（阿部 均君）説明が終わりましたので、報告に対し代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員阿部武郎君、登壇願います。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。平成23年度山元町健全化判断比率審査意見書について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により町長から審査に付されました平成23年度山元町健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査いたしましたので、去る8月28日、町長へ意見書を提出しておりますので、平成24年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

1枚お開きをいただきまして、審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきます。
平成23年度山元町健全化判断比率審査意見書。

1．審査の概要 この健全化判断比率審査は、平成24年8月1日に町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2．審査の結果 （1）総合意見 審査に付された下記の健全化判断比率及びその算

定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記でございますが、比率名、平成23年度、平成22年度、前年度対比の順にご説明申し上げます。まず①の実質赤字比率でございます。先ほどの企画財政課長からのご説明ではバー表示でございました。バー表示はプラマイゼロ、赤字も黒字もなしということでございますが、私どもの審査意見書ではゼロからどのぐらい離れているのか、つまりゼロより黒字がどのぐらいあるのかももう少し具体的に数字にしてみました。①の実質赤字比率は平成23年度でマイナス19.96でございます。平成22年度マイナス13.5、前年より6.91黒字がふえております。②の連結実質赤字比率でございますが、マイナス26.25、マイナス19.17、前年度より7.07黒字化されております。③の実質公債費比率13.9、14.6、前年より0.7改善されております。④の将来負担比率39.4、65.8、前年度より26.4改善されております。

以下、参考のところは省略いたしまして、(2)個別意見。①実質赤字比率について、実質赤字比率はマイナス19.96パーセントとなっており、早期健全化基準の15パーセントと比較するとこれを下回っている。②連結実質赤字比率について、連結実質赤字比率はマイナス26.25パーセントとなっており、早期健全化基準の20パーセントと比較するとこれを下回っている。③実質公債費比率について、実質公債費比率は13.9パーセントとなっており、早期健全化基準の25パーセントと比較するとこれを下回っている。④将来負担比率について、将来負担比率は39.4パーセントとなっており、正気健全化基準の350パーセントと比較するとこれを下回っている。(3)是正改善を要する事項、特に指摘する事項はございません。

続きまして、平成23年度山元町公営企業経営健全化判断比率審査意見書についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、町長から審査に付されました平成23年度山元町公営企業経営健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、去る8月28日、町長へ意見書を提出しておりますので、平成24年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

1枚お開きをいただきたいと思っております。審査意見書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成23年度山元町公営企業経営健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要 この経営健全化判断比率審査は、平成24年7月19日に町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果 (1)総合意見、審査に付された下記の資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

会計名、資金不足比率、早期健全化基準の順にご説明申し上げます。①水道事業会計、資金不足はございません。早期健全化基準は20.00でございます。②下水道事業会計、資金不足はございません、早期健全化基準は同様に20.00でございます。(2)個別意見、①水道事業会計について、資金不足比率は0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。②下水道事業会計について、資金不足比率は0パーセントとなっており、早期健全化基準と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘する事項はございません。

記載した事項は以上でございますが、決算審査時に当局職員の方々と私たち監査委員、お互いの認識として今後の問題点として二つほど意見交換をいたしております。これから予想される地方自治体の公営企業に民間企業と同様の会計基準を2014年度から導入するための政令改訂が閣議決定されております。大幅な見直しでございまして、1966年以来46年ぶりと言われております。この目的と申しますか、新基準は借入金などを資本と見なす方法を改め負債として計上することなど、財務の実体を反映させる。ねらいは、経営の効率化、不採算事業からの撤退、あるいは民間への事業譲渡を促すねらいもあるということでございます。債務が表面化して財政基盤の強化が必要になれば、それ相応の対策が早期に講じられるということでもございます。それと、当分の間、減収対策債の発行が必要だと思われまますので、この2点に対して今後当局、あるいは監査委員ともども注視をしていかなければならないということをご認識しております。

以上でご報告を終わります。

議長(阿部 均君) これで審査結果の報告を終わります。

議長(阿部 均君) これから報告第7号及び第8号に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) 報告第7号平成23年度山元町健全化判断比率について及び報告第8号平成23年度山元町公営企業経営健全化判断比率についての報告を終わります。

議長(阿部 均君) 日程第12. 認定第1号から日程第18. 認定第7号までの7件を一括議題といたします。

これから説明を求めます。認定第1号から認定第5号までの5件については、会計管理者佐藤澄三郎君。

会計管理者(佐藤澄三郎君) はい、議長。それでは、私から認定第1号平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

まず認定第1号についてご説明を申し上げたいと思います。平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

1ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の歳入決算額でございますが、274億1,975万7,408円、歳出決算額249億5,741万8,931円。歳入歳出差し引き額24億6,233万8,477円。翌年度へ繰り越すべき財源10億3,138万9,818円。実質収支額14億3,094万8,659円、うち基金繰り入れ額でございますが10億円を基金の方に繰り入れるということでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長(阿部 均君) 認定第6号、認定第7号については上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。認定第6号平成23年度山元町水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度山元町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

初めに1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。収入につきまして区分欄、第1款水道事業収益決算額でございます。3億3,701万5,537円であります。支出につきましては、第1款水道事業費、決算額4億2,389万9,219円であります。収益的収入から支出の差し引き額8,688万3,682円の純損失でありました。これは東日本大震災に伴う水道施設の被害により、臨時損失を計上したためであります。

続きまして3、4ページ、資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入につきましては、区分欄第1款資本的収入の決算額1,099万2,426円であります。支出につきましては、第1款資本的支出決算額1億6,312万3,758円あります。

欄外の補足事項で説明させていただきます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）説明が終わりましたので、これに対し代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員阿部武郎君、登壇願います。

代表監査委員（阿部武郎君）はい、議長。平成23年度山元町各種会計歳入歳出決算の審査意見についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付されました平成23年度一般会計、各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類ならびに基金等の運用状況を審査し、去る8月28日、町長へ意見書を提出しておりますので、平成24年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

2枚めくっていただきまして、意見書の朗読をもって報告といたします。

平成23年度山元町各種会計歳入歳出決算審査意見書。第1、審査の対象。1、一般会計、特別会計及び事業会計。平成23年度山元町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、互理地域介護認定審査会特別会計、水道事業会計、下水道事業会計でございます。2、平成23年度地方債、基金積み立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。第2、審査の期間。平成24年7月9日から平成24年7月24日まで。第3、審査の方法。平成24年7月1日、決算審査に付された平成23年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債等の状況について、次に掲げることを主眼とし関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。(1)歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。(2)決算書の計数は正確か。(3)予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われたか。(4)違法または不当な収支はないか。(5)収入未済額、不能欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。(6)事務の合理化、経費の節減に努力しているか。(7)財政分析は前年度と比較してどうか。また工事等につきましてはその経過等を聴取し、まちづくり整備課4か所、上下水道事業所1か所を中心に、町内全体的に見る形で現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類及び成果表、その他関係諸帳

票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めた。また、各基金の運用状況を示す書類に計数についても、台帳等と一致しておりいずれも条例の目的に合致し適正に運用されていることを認めた。その概要及び意見は後述するとおりでございます。

以下、2ページから財政の概要、財政分析主要指数等、徴税税目別収入、前年度の比較、あるいは地方債及び基金の積み立ての状況など、特別会計につきましては前年度と比較した決算の状況、事業会計につきましては若干の経営分析、他団体等の比較を掲載してございます。

49ページまで、皆様には後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと思います。一般会計が中心となりましたが、決算審査の全体を通じて感想というか意見投下、短文ではございますが、50ページにまとめてございますので、それを朗読して報告を終わりたいと思います。50ページをお開き願います。

意見。以上が平成23年度の一般会計、各種特別会計、事業会計決算審査の概要である。一般会計における財政分析主要指数等の推移については、全体として改善傾向を示している。一般地方債については、一般公共事業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債等の発行があったが、年度末現在高は56億7,523万円で前年度より6,100万7,000円、1.1パーセント減となり、ここ6年間で19億768万6,000円、25.2パーセントの減となっている。しかしながら、依然として財政の自力調達度や弾力性を示す財政力指数や経常収支比率については財政の健全エリアより数値が高く、財政健全化のため今後もなお一層の努力が必要である。また、復興関連経費の財政需用が膨大になる中、財政指標の推移に留意し、慎重な財政運営に努めていただきたい。震災がこの町にとって空前の出来事ならば、復興もまた空前の事業であり、本町の興廃はこの復興にかかっている。被災者の生活再建や産業再生等の支援施策に見落としや落差がないのか、関係者と率直に向き合い対話を重ねて着地点を見出す努力が必要である。町政運営に当たっては10年先、20年先を展望し、住民福祉の回復を根幹とし、計画的に各種事業の推進に努められるよう望むものである。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから認定第1号から認定第7号までの7件に関する総括質疑を行います。

一問一答方式ですので、質疑・答弁は簡明に願います。

13番後藤正幸君の質疑を許します。13番後藤正幸君、登壇願います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、第3回山元町議会定例会総括質疑、通告書に基づいて私は国民健康保険事業特別会計についてご質問いたします。

22年度末から23年度予算時にかけて、国保税引き下げについて同僚議員、遠藤議員とか齋藤議員の一般質問、それから町民からの請願等がありました。この23年度決算額は歳入総額約23億6,000万円で、歳出総額約21億7,000万円となり、実質収支額が約1億9,000万円の黒字決算となりました。繰り返しますが、一般質問や請願にあつてこの決算をみて町長の所感を伺うものであります。よろしく願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。後藤正幸議員の国民健康保険事業特別会計についてのご質問にお答えいたします。

平成23年度の決算剰余金は約1億9,000万円となり、この額の2分の1以上に相当する額の1億円を財政調整基金に積み立てをし、残りの約9,000万円についてはこの平成24年第3回定例会において平成23年度交付金等の償還額や一時的な保険給付費の財源調整として平成24年度予算への繰り越しを提案しているところであります。

財政調整基金の残高につきましては、平成23年度末基金残高の2億9,000万円に今回の積立金1億円を加え約3億9,000万円となりますが、平成24年度当初予算ならびにこの平成24年度第3回定例会において合計7,000万円の財政調整基金の取り崩しをご提案申し上げていることから、その差し引き後において約3億2,000万円となる見込みであります。

さて、23年度の決算額を見ての所感についてですが、平成23年度の決算後において、約3億2,000万円となる財政調整基金やこれを効果的に活用し、被災者に対する新たな負担軽減策や国保税の引き下げに取り組んでまいりたいと考えております。なお、来年度に予定している国保税の税率改正等に際しましては被保険者数の推移や保険給付費の動向を注視し、厳しい事業運営がここ数年間は続くものと想定しながら、可能な限り財政調整基金のそのときどきにあった効果的な財源充当を踏まえた検討を進めることとなります。被災者に対する保険給付に関する新たな負担軽減策や国保税の引き下げに向けて保険財政の安定的な運営を基本に、前向きに判断してまいります。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。総括質問ですので余り細かいことは申したくありませんが、今の回答を聞いておまして、決算の所感ですので歳入一つ、歳出一つぐらい問題点を挙げて回答していただければ幸いだったんですが、その辺、含まれておりませんでした。基金の問題も十分取り上げて今回回答いただきましたが、私の思いを少しお話ししますと、歳出ですと国保税の不能欠損額が一般会計の町税とか固定資産税の不納欠損額よりも上回っているというのは私はうんと残念であります。その辺は大分問題にしてもよいのではないかと、提案だけしておきます。回答は要りません。

それから歳出の方で申し上げますと、一般被保険者の高額医療費です。これが当初計画で1億3,100万円、そして補正で6,100万円余を減額しております。そしてさらに不用額が839万円も不用額を出しているということになりますと、当初計画とこの補正と不用額を加えた金額を比較しますと半分以上、要するに50パーセント以上が不用額というかわからない金で、予算だけが高く見積もってあったということがございます。それは一つの1億9,000万円の黒字が出たものの一つの要因ではないかと思っております。そういったことも踏まえて、総括質問ですのでこの辺は後で特別委員会に委ねるというようなことで回答は要りません。

ただ、回答のあった基金についてももう少し申し上げますと、過去5年間にさかのぼって年度末の基金の量を申し上げますと、平成19年度は約1億9,000万円ありました。20年度は1億6,000万円、21年度末が9,600万円、22年度は2億6,000万円、そして23年度は今提案されているのを見てわかるように2億9,000万円ほどあります。それに現在提案されております黒字になった1億9,000万円のうちの2分の1以上を基金に積みたいと提案しておりますので、それが可決になりますと両方合わせますと3億9,000万円を上回るという金額になります。この5年間を

比べてみても空前というかべらぼうな基金量になっているということでございます。

これはなぜかという、言葉を私なりに言いますと余り税金を集め過ぎて黒字を出して基金に積んでいるんだという言い方です。言葉を悪く言いますと、税金を余計集めたんだから納税者に返してほしいような金額であります。でも、そうは申しませんので町長が私に今答え遅れましたように、この基金を活用して25年度の予算には十分反映して、安い国保税にするというような回答でしたので、その決意をもう一度明確にお示ししていただいて、私の質問を終わりたいと思いますので、決意をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今議員からこの基金の残高の推移などをご紹介していただきながら、縷々問題提起ちょうだいしたところでございますが、ややもすると保険財政の安定的な運営というふうなものにどうしても軸足が移りがちなところがあるかというふうに思いますが、被保険者の皆様の実態なども、あるいは負担の関係、適正な負担なども踏まえまして、先ほど申したようにこの負担の軽減、あるいは引き下げというふうなものについて取り組んでまいりたいというふうに思いますし、また、しかるべき方向性を見出した中で議会の中でもいろいろとまたご意見をちょうだいしながら、最終的な方向性を定めてまいればなというふうに思うところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。前向きの、私にとっては快いひびきになる答えをいただいたんですが、先ほど私が歳出の話で高額療養費がかなり予算と決算が離れているとは言いましたが、8月末の河北新報に載っております東北大グループの調査結果、それらは新聞をご覧になったことはあるでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も新聞はそれなりに毎日拝見しているんですが、今ご指摘の部分ちょっと頭に残っていない状況でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。23年度の決算、私たち予算審議しているうちに3月11日にああいうようなことがあって、議会が途中で閉会になったということもあって、決算額がこのようになったということを承知して私お話ししているんですが、その中でこの東北大グループの調査分析によりますと、年代とか地域に関係なくこの高額医療というように結びつけられる心筋梗塞等の病気が3月11日を境にして倍増しているんです、宮城県の場合。ですから、私の町にもそれが影響しているのかもしれませんが、代表監査委員にこれは私質問して回答もらっているのは、我が町では統計とっていないからその分がわからないんだというような監査委員から回答をもらっているんです。そういうようなこともあった、このようにべらぼうに金が、予算と違う格好も出てくるのかもしれませんが、要するに心筋梗塞のようなものと新聞の統計からいうと1回の手術で少なくとも600万円、多いと800万円ぐらいかかるんだそうです。それを月に保険者が払うのは最高額8万円です。ですから、600万円も800万円もかかるのに8万円で済むから赤を切ったり黒を切ったりするようなこともあって、保険の担当者にしてみればかなり予算を立てるときに厳しいんだと私は承知しています。

ですが、その辺を考慮しながらもう一度よろしくお願ひいたします、回答。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。安定的な保険財政の運営ということで、その中でも具体的な事例をもって変動要素があるというふうな今のご指摘でございます。多分に担当課として見ればそういう変動要素も念頭に置いたより安定的な運営というふうなことになりがちでございますけれども、そこはより適正な収支の関係を見きわめながら適正な規模でのこの特別会計の運営に今後とも努めてまいりたいというふうに思いますし、またそういう

中での適正な国保税のあり方、先ほど言った財調を効果的に活用した——を含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。（「はい、ありがとうございます。終わります」の声あり）

議長（阿部 均君） 13番後藤正幸君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君） この際、暫時休憩といたします。再開は3時30分といたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 再開

議長（阿部 均君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 2番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君） はい、議長。今議会におきます平成23年度決算認定に関しまして、一般質問の歳出について総括質疑をさせていただきます。2点ほどでございます。

1点目は、町内への平成23年度総支出が249億5,000万円という膨大な数字になっている。これは例年の一般会計からすると約5倍だろうと思います。そこで、この大きな金額のうち、町内への支出割合はいかがだったか。どれぐらいになっていたか。先ほど来もいろいろ質疑の中でも出ておりましたが、たまたま先ほどは入札といいますか工事請負の話で出ておりましたが、町内入札、あるいは町内の業者、あるいは町内への町民への支払いが幾らだったのかということをお尋ねいたします。

そして、その割合について町長の23年度の結果についてはどう感じておられるかというご所見をお伺いするものであります。

そして問題はこれからでありまして、平成24年、今後どうするのか。それに対してどう対処していく、どうあるいは町民のあれにしていくか。先ほど決算意見書の監査役の方の意見から依然として財政問題は厳しいとそういうことで、自力調達をいかに上げるかというようなことを指摘されている。当然だろうと思います。町内に支払いをふやすことによって、それが町内の税収にかえてくる、あるいは長期的にこの最後にも長期的に住民福祉のために10年先、20年先を見て計画的に事業推進すべきだという意見書も出ていました。全くこのとおりで、大賛成といいますかであります。そういったことで、いかに町民にこの復興特需とっていてもおかしいですが、特需のときに限らずいかにして少しでも町民から預かった税金を町民のためにいかにして払う。極端に言う町民の業者、町内の業者、あるいは町民に直接払う額をいかに多くするかということをお尋ねしながら諸施策に当たっていただくということが大事だと思うので、今後これらをふやすためにどういう対策をお考えか、2点目として町長のご所見をお伺いするものであります。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、一般会計の歳出についての1点目、町内への支出割合についてですが、我が町の平成23年度における一般会計の歳出については、正職員の人件費を除いた238億円のうち、町内への支出は135億円で、約57パーセントとなっております。なお、平成22年度は44億円のうち町内への支出は20億円で、約45パーセントとなっております。また、これを22年度との比較をした場合の関係ですが、町内への支出

については115億円の増、割合では475パーセントの増となっており、町内業者等への支出がふえたことは震災復興にもつながるものと思っております。

次に2点目、支出割合をふやすため、その工夫についてですが、本町は未曾有の大震災により甚大な被害を受けたところであり、この大震災からの復旧復興に向けた各種事業費は膨大なものになっております。これらの復旧復興へ向けた事業の発注に当たっては、各発注工事の規模、技術的なレベルなどの内容を吟味し、震災後の混乱期においてご協力いただいた地元企業の方々の貢献度を考慮しながら地域資源を十分に活用することを念頭に事業発注に努めてきたところであります。今後とも引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、今後復旧復興事業が本格化する中で、本町経済の活性化、産業の振興、雇用の拡大については大変重要な課題であることは十分認識しているところであり、早期の復旧復興を果たすためにも直接的、または間接的に町内の各分野の方々が復旧復興事業を通じて参画できるよう、あらゆる場面において意を用いてまいりますので、ご理解願います。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。再質問させていただきます。23年度は57パーセント、構成比ですか。前年は45パーセントだったということで、パーセンテージからしてもかなりふえている。もちろん絶対金額もベースが大きいですからふえている。135億円という話であります。ただ、これは人件費も除いてというお話でしたが、私はどちらかといいますと人件費も含めて、数字はいいですよ、結構ですが、考え方としては人件費も含めて。なぜかといいますと、同じ職員でも町内にお住まいをされている職員さんと、町外から通っている職員さんと当然これは震災関係なくおられると思う。そういった意味では、町内に住所を持っておられる方は町内に給料を払ったんだというそういう厳密な見方もした捉え方を全体として町内に幾らお金を払ったかという見方はずっと通年今後ともしていったほうが妥当ではないかという意味において本来であればこの人件費も含めていただきましたかったんですが、これは結構でございます。細かいことは総括ですから。

それで、一つはそういったことでいいことだろうと思うんですが、先ほど来いろいろ質疑にもありましたとおり、入札一つにとってもいろいろ極力業者、町内の業者でできることであれば町内に多少は高かったり何かといろいろ問題あるかと思いますが、そういったこともやるということも方法かと思うんですが、それは具体的なあれですから結構なんですが、問題は常日ごろからそういう意識を持って仕事、例えば需用費であれば町内の業者に払う、あるいは委託であればガスを委託するのであれば町内の業者に委託するとか、そういった考え方が1トップから下まで浸透しているかどうか、あるいは浸透している対策はどんなふうにお考えになっているか、もしあれであれば。今までは結構ですが、これからもどうしようとされているのか、もしお考えとか方策があればお尋ねしたいんですが。あればです、なければ結構です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えいたします。

私、就任して3年目に入るわけですが、これまで町の職員の町内業者の育成活用というふうな状況を見てみますと、長年そういう意識が周知徹底されているのではないかというふうに考えているところでございます。限りなく地元で対応できるもの、カバーできるものについてはそういうふうなことでやりたい、やるべきだというのが、

これは各課隅々まで私は周知されている、共有されているというふうに理解しておりますが、なお今の岩佐議員のご指摘等も踏まえましてさらにそういうふうな方向での庁内での意識の共有を図ってまいりたいというふうに思いますし、一方で町内のさまざまな事業者の皆様にも受注が可能なような体制整備も一方でお願いをせざるを得ない側面がございます。一般会計で55億円程度で推移しておったときの町内での経費の割合といえますか、先ほどご紹介させていただきました人件費を除いた関係の金額がどのぐらいになっているかといったときには、それぞれがややもすると個々の対応になっていた嫌いがございます。とりわけ工事請負の関係などを見ますと、それぞれの皆さんがお一人お一人独立した形で頑張っている。それはそれで結構でございますけれども、ここにきますと、例えば町内の方々にJVを組めるのか、あるいは場合によっては組合なども組めるのか、そういうようなことも我々も検討しなければならないし、研究しなければなりませんけれども、事業者の方々にもそういう努力、研さんというものをお願いしたいというふうな部分があるわけございまして、その辺はお互いに問題意識を共有しながらよりいい形で町内の皆様に受注をしていただけるようなそういう手立て、努力を引き続き重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（阿部 均君） 質疑、答弁は簡明に願います。

2番（岩佐哲也君） はい、議長。町長のご説明のとおり、受け手側にもいろいろできるできないとか、技術的な問題とか品質的な問題が当然あると思うので、それはできる範囲内で当然最大限のということで。先ほどご説明いただきました数字について、ちょっと一つだけお伺い。これは私が質問書を出したから計算として出したのか、それとも常日ごろからこういうものは数字を捉えて管理されているのか。その実体、現状の実体をちょっとお伺いしたい。課長でも結構です。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。担当の町民生活課長の管理者の方からお答えをさせていただきます。

会計管理者（佐藤澄三郎君） はい、議長。ただいまのご質疑にお答えいたしたいと思いますが、今回のこの中身の拾い出しにつきましては、岩佐議員からの質疑があつてからの作業というようなことでございます。常から町内で調達できるものにつきましては、町内業者を利用するよというよなことについては、企画財政課とともどもそういった旨では職員には通知等をいたしておりますが、実際の数値を拾ったのは議員からのこの総括質疑があつて額を拾ったという内容でございます。

2番（岩佐哲也君） はい、議長。意識を高めるといいますか確認をするという意味におきましては、常日ごろこういう現状がどうなっているかというのをとれるような状態が望ましいのではないかと。町ではそうしているのかと私は思っていたんですが、それはそれとして、2番目に入りますが、先ほど町長から縷々いろいろ今後について、24年度は今後こうしていくんだという方法ご説明いただきましたが、その中に一つ今の関連しまして毎日常日ごろからそういうデータとろうとすればとれる、普通の状態で管理できるような状態、情報とれるという状態にしておくべきではないかと思う。今世の中はIT情報化時代でございまして、ご存じのとおりオンデマンド、双方向というのが当然家庭まで入ってしまつて、テレビでボタン一つとれば仮にニュース見ているベガルタ試合結果どうかするとボタン一つで結果が見られるという、とりたい、手に入れたい情報はボタン一つでとれるという状態。何をいいたいかというと、例えばきょう現在今年度の半年過ぎ

て例えば6か月ですか、4月からですから過ぎた状態で町内に支払った金額、町外に支払ったデータとるためにボタン一つでとれる状態ということは、入力するときに町内町外の一項目だけつけ加えておけば何のことはない。すぐとれるんです。ボタン押せば知りたい情報がとれる。自然にそれはそういう意識がみんな持っていれば自然に管理ができる。平常からそういうことをするシステム、もちろんプログラムちょっとかえなければだめなんでしょう。お金かかります。あしたからやるといってもできないと思いますが、そういう感覚、そういう意識が大事ではないかと。これはそんなに難しくないのでもやると思えばやる。ですから、そういう完了方法を取り入れて町長か1回どうなっているんだといったら、課長がぱっとボタン一つで資料すぐ出るといような形がもう理想的で、そんなに難しくないと思うので、そういうお考えが、これは例えばこの町内町外のデータだけではありませんけれども、何もいろいろなデータあると思うんですが、必要なデータはすぐオンデマンドで双方向ですぐパソコン一つボタン押せば集計の中で出てくる。ただし、入力するときに伝票1枚。

そういうお考えがどうか、あるかないか、ちょっと町長の今後についての体制です。きょうあすはできないと思いますが、そういうお考えあるかどうかお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の財務管理分析をスピーディーな形で、ボタン一つでというふうなお話かと思いますが、基本的にはそうあるべきだというふうに思います。今一定のものについてはそういう形をとっているものもございましてけれども、先ほど確認していただいたように、今回ご質問いただいて初めて町内の支出割合というふうなことも改めてチェックしたというふうな状況にはございますけれども、現在のシステムの中でも一定程度対応は可能になってございますので、極力そういう問題意識を持ちながらせつかくのシステム、データをぜひ有効に活用駆使しながらこれからの町財政運営をしっかりとやっていければというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。目的があって、その効果を上げるには皆さんで問題意識を共有して、その一つの目標に向かって努力する。しかも意識しながら努力する、常日ごろも自然にそういう方向に努力しているという形が一番望ましいわけで、管理されて何かするというのではなく、自然の仕事の中でやっていくというのがこれは理想だろうと思うので、そういう部分にぜひとも。先ほど監査の報告の中では入札の件だけ町内町外というデータが出ていました。115件入札あって、そのうち69件、件数にして60パーセントが町内に業者に仕事が回ったということで、非常にいいことだと思っておりますが、金額的に見ると恐らく60パーセントっていないだろうと思います。そういう意味では入札だけではなく、需用費、教育費、人件費、全部町内町外という見方を分けようと思えば分けられるんです。そういった意味で町内の企業育成する、あるいは長期的に見て町内にお金を落としてそれがさらにまた役場の税収として上がってくるというのがもちろん私など申し上げるまでもなく、基本中の基本だろうと思うので、ぜひとも今後とも町内へ仕事を回す、町内の住民に仕事を給料といいますか人件費、あるいは委託費というのも出たものが支払いが回るような方向にひとつ心を砕いていただきたいということをお願いしまして私の質問、終わります。

議長（阿部均君）2番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を許します。6番遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております11年度の各種会計決算の中から一般会計及び介護保険事業特別会計について総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、災害廃棄物処理事業についてであります。事業者の選定や会計管理、契約の執行状況等の対応が方針と実績からどのように評価しているか、お伺いいたします。

2件目は、山元町地域サポートセンター事業の取り組みについてであります。社会問題化している中高年層の単身入居者等の孤独死や、身体機能の低下に対処するためとして設置された地域サポートセンターの実績について、当初方針から見てどのようにその実績を評価しているか、お伺いいたします。

3件目は、介護保険事業特別会計についてであります。第4期の事業計画の最後の年となり、次期計画策定に影響のある年であったわけではありますが、当初の予定と実績をどのように評価しているか。また、実績を踏まえ今後についてどのように考えているか、お伺いをいたします。以上、3件を総括質疑といたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、災害廃棄物処理事業についてですが、東日本大震災により当町で発生した災害廃棄物は74万4,000トンと推計され、この量は当町における通常の一般生活ごみの約150年分であり、通常の廃棄物処理の範疇をはるかに超えていることから、町内で町単独による短期間での処理は不可能であると考えられたため、国の技術的財政的な支援を仰ぎ、最終的な処分については宮城県に委任し、生活環境の早期回復を図り、復旧復興につなげていくため適正かつ迅速に震災廃棄物の処理を進めてまいったところでございます。

平成23年度においては、この処理のために約69億6,000万円を要しており、中でも処分を行うための宮城県への委託料が約35億8,800万円と過半数を占めているところであります。県への委託料の内訳といたしましては、2次処理施設での処分等に係る費用として約29億650万円、県所有地上及び農地上の廃棄物の撤去費用等として約6億8,150万円となっております。また、町で実施した事業のうちでも額の大きい事業としましては、散乱した瓦れきの収集運搬に係る費用として約16億7,000万円、被災した家屋の解体撤去に係る費用が約14億6,000万円、仮置き場からの分別運搬に係る費用が約1億円となっております。

廃棄物処理状況については、震災直後から行方不明者の捜索や道路復旧のため、道路上の瓦れき撤去から始まり、その後、宅地や農地等についてことし1月末まで行ってまいりました。事業者は町の道路等をよく知っている町内事業者を中心に使用重機ごとに日当たりの単価契約を随意契約により進めてきたところでございます。執行状況の確認は日々の作業日報及び作業状況写真について各事業者から日々の作業終了の翌日に提出を義務づけまして、使用重機や作業内容についての確認やパトロールによる状況確認を行い、また支出については請求書と作業集計表を職員が精査し、支払っております。

被災家屋の解体撤去作業につきましては、昨年9月からおおむね各行政区ごとに数十件をまとめ、町内事業者を中心に指名競争入札により請負契約で実施しております。工事完了後には通常の工事請負契約と同様に検査員が完了検査を行っているところでございます。だれもが経験したことのない未曾有の大震災後の状況渦中であって、現場の対

応に不安や混乱もありましたが、関係者が一致協力のもと、瓦れき撤去作業を進められたものと評価しているところでございます。

次に大綱第2、山元町地域サポートセンター事業の取り組みについてですが、地域サポートセンターは仮設住宅等における中高年齢層の単身者等の孤独死、身体機能低下を防ぐことを目的に昨年9月に設置し、10月から本格的に各種事業を実施してまいりました。主な事業の実績としましては、保健師・看護師による訪問事業が延べ1,274名、保健師・看護師による各仮設集会所で実施する月1回の健康相談が延べ293名、手芸教室、運動、入浴などを実施しながら交流場所の提供を行うサロン事業が、実人数57名、延べ599名、各仮設集会所において実施している配食サービス事業が実人数57名、延べ661名の利用になっております。

23年度末時点においてはこの事業を開始してから6か月であり、まだ十分な成果は見えていないのですが、地域サポートセンターを立ち上げ各種事業を展開する中で仮設入居者に孤独死が発生することがなかったことが何よりであり、サロン事業の利用者からの介護保険サービスに移行した方が比較的少なかったこと、また、他の事業とも連携を図りながら個別対応から集団対応と、個々の状態にあった対応を展開することで悪化が防げた方々がいる事などを考えますと、一定の評価に値するものと判断しております。

また、今年度は昨年度の事業に加え中高年齢層を対象とした見守りアイネットの導入、配食サービス対象者の拡大、仮設住宅入居者の健康調査などに取り組むこととしており、また、各関係機関との連携強化などを実施することでさらに事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に大綱第3、介護保険事業特別会計の第4期計画の評価と、今後の考えについてですが、第4期計画では第3期計画において新たに創設された介護予防事業の定着と事業の継続並びに住みなれた地域で安心した生活が継続できるよう在宅サービスの充実に取り組んでまいりました。第4期計画での介護保険事業費の計画規模については、21年度からの3か年で総額約37億4,000万円の事業計画でありましたが、約34億8,000万円の事業実績となり、計画より約2億6,000万円の減となっております。

このことは、第4期計画期間の財政調整基金残高の推移にも影響を示し、平成23年度末時点での基金残高は1億6,000万円となっておりますが、第5期計画において保険料負担の軽減を図るため、約8,000万円の基金の取り崩しを行うこととしておりますので、現時点で推計される第5期計画期間での基金残高はおおむね8,000万円となる見込みであります。第4期計画の最終年度であった平成23年度は、先の大震災の影響を直接受けた事業年度でもあったことから、生活環境の変化や被災者支援の利用者負担の免除措置に伴う保険給付費の変化、さらにはその免除等の財源を補てんする臨時的な補助金の交付もあり、いわば特異な決算を迎えた年度ではありましたが、第5期計画期間においてもこの特異な状況をかながみながら可能な限り財政調整基金のそのときどきにあった効果的な財源充当を念頭に置きつつ、被災者支援策を含めた保険給付費の動向を注視しながら今後とも第1期計画の推進を図るとともに、震災復興計画における方向性との調和を図りつつ介護予防事業の継続や安定した高齢者を支援する仕組みづくりを推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の最後の方の説明が余り理解できないというかですので、3件目から質問したいと思います。今の数字なんですけど、捉え方なんですけど、第

4期計画の平成21が23年度1億6,000万円云々、そして8,000万円取り崩してというくだりにつきましては、そういうことでよろしいのかどうか確認したいと思うんですが、きょうはそこまでするつもりもなかったので私も資料も持ってきていないので、私もそういったことを確認しながら最終的に確認していきたいと思うんですが、1億6,000万円あってそして当初8,000万円取り崩して8,000万円の取り崩しというのはこの前の説明の中ではその3年間、第5期で財源不足になるとその3年間でそれで8,000万円を税率改正が不足だということでそれを引き上げたという経緯になっているわけなんです、今の説明ではどうもそういうことではないような、今の説明ではこの当初予算で一気に8,000を取り崩すというような説明のように聞こえたんですが、いずれ3か年間としてでも、しかしながら、だとするならば1億6,000万円、その数字からだけ確認するんですが、1億6,000万円あってそして8,000万円それで取り崩す3年間でも8,000万円取り崩した。残り8,000万円残っている。そして、今度その23年度の決算で8,000万円余った。そして4,000万円を次年度に繰り越す。基金に入れるといったのも既にそうすると1億2,000万円あるんですよ。基金として残るといふような勘定になるんですよ。

その1億2,000万円というのがそもそも8,000万円残すという今の説明なわけですから、8,000万円残していればこの3年間生き残れるという説明ですから、それが4,000万円プラスになっているわけだし、そうするとこういう会計が多分に次年度もこれまでの経緯からすると減ったという経緯はないんですから、減らないような事業計画を立てているわけですから、そうすると今度3年後もどのぐらいの額の方の基金として残るのかというふうなことになってしまいます。

多分に大体その1億6,000万円云々というのをもうまで必要かどうかというのはあるんですが、その辺のことについて確認します。今の数字のなにです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基金の変化といいますか残高の関係、先ほど概括的にご紹介申し上げたわけですが、この24年度の9月補正の取り崩し4,200万円含めまして、議員ご指摘のとおり、累計残高は1億2,800万円というふうな状況でございます。そういう中で、今後第5期計画の中で8,000万円を財調から取り崩しをして保険料の上昇抑制を図るといふふうなことで、この8,000万円は各年度において2,700万円ぐらいを基金から取り崩すというふうな形の運用になるわけでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今現在1億6,000万円の基金あるんです。そして今のこの1億6,000万円から8,000万円取り崩すという多分説明にしたんだけど、それは8,000万円というのは3か年間で不足するからそれを取り戻す。当初そうしたら今年度のきょうそこまでするつもりもなかったから介護保険事業、24年度の当初で幾ら取り崩したのという話になるんだ。それが減るだけの話です。全く今の説明は理解不能です。これでは答えになっていませんよ、はっきり言って。質問に対しての。それで違うということであればいいんですけども、私がそもそも聞きたいのはですからまず今現在1億6,000万円持ってるんですよ。値上げしても値上げしてなおかつ1億6,000万円現在残っている。そこに今年度当初どのぐらい取り崩したかというのあるんですけども、ちょっとそれ確認できないのでそのうち持ってないから。そしてプラスそれに今度4,000万円足せるんです。これは当初取り崩したら2億円にも

なる。2億円もそんなにこのため込んでいいの。介護保険は国民健康保険以上にこの1億6,000万円したの全部被保険者の方々のお金なんだから、税金なんだから引き下げた後、このぐらい残していくという意味だけれども、引き上げてそしてさらにということなんです。そこだけを聞いたかったんだけど、何か8,000万円も取り崩してとかそういう話になると……。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。では、順を追ってその1億6,000万円からお話をさせていただきますけれども、23年度末の基金残高、確かに1億6,300万円というふうな、年度末での捉え方。そして今ご指摘いただいたように23年度決算剰余金の積立金7,700万円の2分の1以上ということで4,000万円をプラスして2億300万円ということになりまして、さらに24年度の当初の予算で3,300万円ほど取り崩しをしております。さらに今回の9月補正で4,200万円を取り崩しますので、現時点では1億2,800万円とこういうふうな形での基金が推移している、変化しているというふうな状況でございます。

今後、第5期計画の中で8,000万円を財調から3か年にわたって取り崩すというふうな運用を考えているというふうなことをお話し申し上げたつもりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、23年度の決算を受けて、今言ったような計画からすると今現時点でどう捉えているのか。その決算を踏まえて、4,000万円を約8,000万円余りという決算剰余、結局何を言いたいかという、23年度最終年度で3か年を見た最終年度で大変だということで、その時点で次の3か年間で対応するには8,000万円不足だということで税率改正をしたんですね。それは大変だからということで。ところが、その大変だった月が大変でなかったというのがこの決算の数字にあらわれていること、事実。ですから、そのことについてどう思われるかというのがこの総括質疑の主な内容だったわけなんです、その辺を受け止め、そういう背景の中でこの実績に対してどのように評価するかということだったんですが、そしてあわせて言わせてもらえば、今、今度結局3,000万円のだから7,000万円、1億円ぐらい使っているということだよ。取り崩して今のちょっと数字忘れてしまったのであれなんですけれども、しかし、結果を見ると歴史的な光景、大体そのぐらい、この間では6,000万円とか1億円近く余したとかというような経理といいますか最終決算になっているんです。というところからするならば、そこから推理というのかすればまだ仮に1億円近いのが余るというようなことも考えられる。そういうことも含めてどうこの実績に対して評価しているんですかということもということなんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。第3期計画と第4期計画のそれぞれの3年間の実績を見てみますと、3期計画の中では最初6,800万円の基金残高で始まって、3か年の末には1億4,000万円、そして第4期では21年度末で1億4,800万円が23年度末では先ほどお話しした1億6,300万円というような形で推移をしております、これを見ますとやや基金残高が一定の規模で推移しているというような状況にあるんですが、第5期計画に入りますと26年度末には7,000万円程度の基金残高になるというふうなことでございますので、一定の基金を持ちながらの安定的な運営というふうなことを考えますと、おおむね適正な基金の規模残高なのかなというふうには考えるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。きょうはいろいろそのつもりで来たわけでないので、この辺で

あれなんです、ただ、厳しいという説明があったわけですから、3年目で。それで改正しなければならないということからするならば、その結果は本当にそうだったのかというふうな疑問は残ります。きょうは総括ですし、その辺は次の課題として残しておきたいと思います。

その件、金の件については一応、状況についてなんです、これは先の一般質問の中でも示されましたが、この間、震災の影響ということもあって要介護認定者がふえたということは説明を受けました。そして、この件につきましては、第5次の計画を立てる際にもそういった傾向が見える。山元もそういうことだという説明もあって、それが現実のもとになった、なっているんだということが理解できたわけですが、今、そしてその中では施設介護サービスの給付が急増しているということなんです、今のこの間の対応はどうであったのか。23年度の施設介護、入所者、待機がずっとふえているといえますかそれが問題になっている中で、実際どうだったのか。ここで29.4パーセント、これは施設介護サービスの給付が29.4パーセント急増しているということなんです、その辺の内容についてお伺いいたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。施設については、議員のおっしゃるとおり待機者数が伸びているというのも現状でございます。その中で、それぞれに近隣でも施設の建設であったりとかそのような動きがある現状です。まだ施設について拡大枠で受け入れが可能ということもあって、施設によってはまだ定員数から1割増で受け入れている施設もあるというふうな現状でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。対策対応については従来とかわらなく進められているというふうに伺いました。そういうことで進めていっていただきたいということを求めまして、それで、その増の内訳どうなっているのか。聞きたいのは増のふえているが震災の影響に伴うものがその大きな内容になっているのかどうか、わかればお伺いいたします。ふえている内訳。

地域支援包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。お答えします。サービスの23年度の実績の増ということでお答えしてよろしいでしょうか。

6番（遠藤龍之君）もう、1回。わからないようだから。その増については先の先日のもののぐらいいくつ増えているとかわかったんですけども、その中身が震災関係、もっとわかりやすく質問します。仮設、その内訳には被災者が主な内容となっているのか。こういう聞き方、またわからなくなるか。答えられるような答えでまず答え出してください。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。お答えします。23年度の計画に基づいて伸びている実績が多かったという部分では、施設サービスが伸びたというふうな現状でございます。施設サービスが伸びるに当たって、逆に在宅のサービスが減っているというふうな現状もあるんですけども、施設サービスとそれから特定入所者介護サービス費が伸びているというような現状でございます。計画値に比べてふえているものはその2点です。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。要介護認定者がふえているというのが先の質問の中であったわけですが、この62人の区分け、どのような方々がふえているのかという。この62人というのは被災に遭った方が主なのか、あるいは普通の通常の中でのふえ方なのか。それには関係なく一般的な状況の中での人か、状況の人なのかという。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。お答えします。仮設に入居されている方

で申請されている方もおりますけれども、新規申請を見ますと22年度と大幅なかわりはないです。ですから、特に被災だからというよりは、今までの傾向とかわりが無いのかなというふうに判断しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。一般的なふえた要因には被災に遭われた方が、あるいは仮設に入居されている方々が通常の生活とかわって、そしてそういう新たに認定される、あるいは介護度が上がるとかということでは言われているんですが、この山元町の場合にはそういうのは大きな影響にはなっていないということで今の説明で受け止めました。わかりました、それは。そういうことでいいんだね。実際、どうだか。

では次に、またこの下からいくと次、地域、介護につきましてはわかりました。次に地域、引き続き同じ方に聞いたほうがわかりやすいと思うので、地域サポートセンター事業の取り組みについてお伺いいたします。これにつきましては実績についてある一定程度評価しているということでした。これは私もこの事業については、どれだけ評価しながらより充実な内容で進められたいというようなことをという立場ではありますので、そういう中での質問ということになります。この実績を見ますと、先ほど実績ひとつ間違っているところあると思うんですけども、延べ人数1,275名とこちらにはなっているんですけども、さっきの説明では1,274人という答えがあった。そんな1人ぐらいどうでもいいんですけども、これについて確認したいと思います。決算額で見ますと予算決算で見ますと400万円ほど実績、使われなかった。予定されていたものより。この二つの事業。その辺の実績といいますかその辺の違いについてどのように受け止めておられるかお伺いいたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。当初予定しておりました人数よりは、確かに少なくはなっておりますが、ただ、委託事業という形で両方とも委託させていただいております。その中で、当初の委託金額よりさらに契約をした段階で契約額が、請け差が低くなっているということも要因としてあります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それは経営努力、営業努力ということのということだと思っておりますが、1,470万円が1,040万円で、二つの事業でですが、であるならば、実人数57人、どっちも。これはその予定からしてどうだったのか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。配食サービスについては、当初計画の段階でひとり暮らしの高齢者世帯が110件ほどありました。その中で約半数ぐらいが利用されるかなというふうな形で考えておりました。それからサロン事業については約700名の仮設の高齢者の方がいらっしゃいましたので、その1割程度が利用されるかなというふうに試算しておりました。そういう中ではほぼそれぐらいの人数が利用されたのかなと、若干サロンの方が人数が予定よりは少ないですけども、枠は利用されたのかなというふうに考えております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。地域的にはどうなっているんでしょうか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。高齢者の人数とかひとり暮らしの世帯数がそれぞれ仮設ごとに異なりますので、単に利用者数のみで比較はできませんけれども、8か所の仮設住宅のうちサロン事業利用者の仮設が7か所、配食サービスについては6か所となっております。どちらかのサービスは利用いただいている状況にあります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。サロン事業については中山に行ってやるということになってい

るんですよ。サロン事業については一番遠いところで八手庭ナガワということになるかと思うんですが、そういった地域性という問題は生まれてきていないのかどうか。遠いところはそういったそれを問題とっていいのかわからないけれども、そういった参加率がどういうふうになっているのか確認したいと思います。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。では実績を紹介させていただきます。サロン事業については、坂中グラウンド跡地が3名、町民グラウンドが11名、ナガワ仙台工場が9名、西石山原地区が5名、浅生原内手地区が2名、箱根地区がありません。浅生原東田地区が15名、中山熊野堂地区が12名、計実人数が57名です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この数字を見ると大体うまくというか平均的にというか、というようにわかりました。この中でも参加できていない方々の対策対応というのはあるのか、あるいは参加されていない人の状況が例えば問題になっている段々縮まってくるというかそういった実態も見ながら、あるいは参加しない働きかけ等々ということの対策対応というのはとられているのかどうか、あるいはとられていた場合にそういった現状状況はどうなっているのか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。今回仮設入居されて1年が経過しましたので、改めて健康調査を実施しまして、対象となる人を把握しながら再度サロン事業、配食事業に声かけていきたいというふうに考えております。さらに、復興応援センターで実施しています事業とも連携とりながら、仮設住宅でお茶っこサロンとかに参加していただくように声かけているところです。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。引き続きそのような活動を続けていっていただきたいということで、次に1件目の災害廃棄物の処理事業についてお伺いいたします。

先ほどの説明の中では数字的に、あるいは契約の形態といいますかやり方についての説明もございましたが、今もって理解できない予算の中で、これも補正等の中でも、この間の中でも確認してきたところなんですけど、例えば災害廃棄物の委託料とか工事請負費とか使用料及び賃借料といった中で記載されているわけですが、立てるならば瓦れき等の撤去等について前の説明では使用料賃借料の中での対応というような説明を受けたかと思うんですが、それが先ほど言った日当たりの単価契約というような形で対応してきたというようなことで受け止めていいのかどうか、とりあえずこの辺確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。使用料賃借料の方で瓦れきの撤去の重機等の使用をしてきました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これは決算書、予算でもあれなんですけれども、重機を町が借り上げてそれを業者に与えてやったというような受け止め方でいいんでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。おっしゃるとおりです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、その重機については町からレンタルというかそちらに払って、業者には人夫賃だけというかそういう契約の中身だったんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。重機を業者から出していただいて、その重機を使用料としてお支払いしてきました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺がまだ理解できないところなんですけれども、全体として町とその業者との契約の内容というのは、中身はその最初にあった日当たりの単価契約というのがどういう内容になっているのか確認。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。その日に出勤していただく重機の日当たり単価を算出し、それをお支払いする方法です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、人夫賃とかの方はどこの項目から出てくる、委託料から出てくるんですか。瓦れきの収集運搬の部分だけでもいいんですけれどもというふうに受け止めていいんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。使用料の中で一体でお支払いをしてきました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。使用料の中の人件費から何から込みで、そしてそれで業者と1日契約で、1日というか1日の単価で人夫賃は幾ら、何は幾らということでの形態というか様式というか。それをこの使用料及び賃借料という中で対応しているということなんです。まず、その辺を確認します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。業者さんから重機をお借りして、その中にオペレーターの費用等も含まれておりますので、それをこの賃借料の方からお支払いしております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それだけで多分人夫賃とか多分あのオペレーターでない人もいるわけだね。そういう人も含んで、それをこの使用料の中から出していることなんでしょう。細かいことになるとまた別のことにするから、この辺、そして1日に幾らで借りている、1日幾らで機械1日幾らということで、機械1台について幾らということでの契約だと思うんですけれども、その辺の実績の管理といいますかというのはどのようになっているのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。瓦れき撤去の業務につきましては、単価契約により随意契約としておりましたが、作業の翌日までに復旧の作業日報とか写真等を提出していただき、月末に集計をして、請求書を提出していただきます。それを重機の規格とか台数、また労務等につきまして照合しまして、日報と集計表と照合しまして支払いを行っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺も含めてその金なんですけど、ただ、出されたものをどこの業者は1か月でこのぐらいダンプ100台とか何とかというのが5台とか1か月に掛けることの幾らという集計という意味ですか。その管理というのがどこまでの管理をされていたか。出されてきたものをそしてあなたのところでこのぐらいやった、それであなたのところ幾ら、あなたのところ幾らというようなことだったのか、ちゃんと中身を実際見て同じ作業しているわけだから各社の見比べればごみの量とか台数とかということで見れば大体全体が見えてくるわけなんだけれども、そういうことまでの管理をしていたのか。していればしているでいいですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。作業の方法を確認するに当たりましては、ただいま申し上げましたが、作業日報とか写真を事前にいただいておりますのでそれを確認をして、月末に集計表をもとに請求書と照らし合わせます。規格・台数とかをチェックいたします。疑義のある場合は修正等を行い、それからパトロールにより現場を確認し、終了したというものを確認しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どこまでの管理かなんですけれども、わかりました。あと、細かいところについてはここで余り細かいところまでいくとあれなんですから、なかなか聞けない部分もあるし、改めて特別委員会、あるいは直接お伺いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで、総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長・副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後 4時37分 休憩

午後 4時47分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）決算審査特別委員会委員長・副委員長が互選され、その結果が報告されたので事務局長から報告させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。決算審査特別委員会の委員長に菊地八朗君、副委員長に齋藤慶治君それぞれが選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条の第1項の規定による権限を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条の第1項の規定による権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により9月19日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、9月19日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は9月21日開議であります。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 4時49分 散 会